

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会

第3回 次第

日時：令和5年10月4日（水）

10時00分～12時30分

場所：京都府公館 第5会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

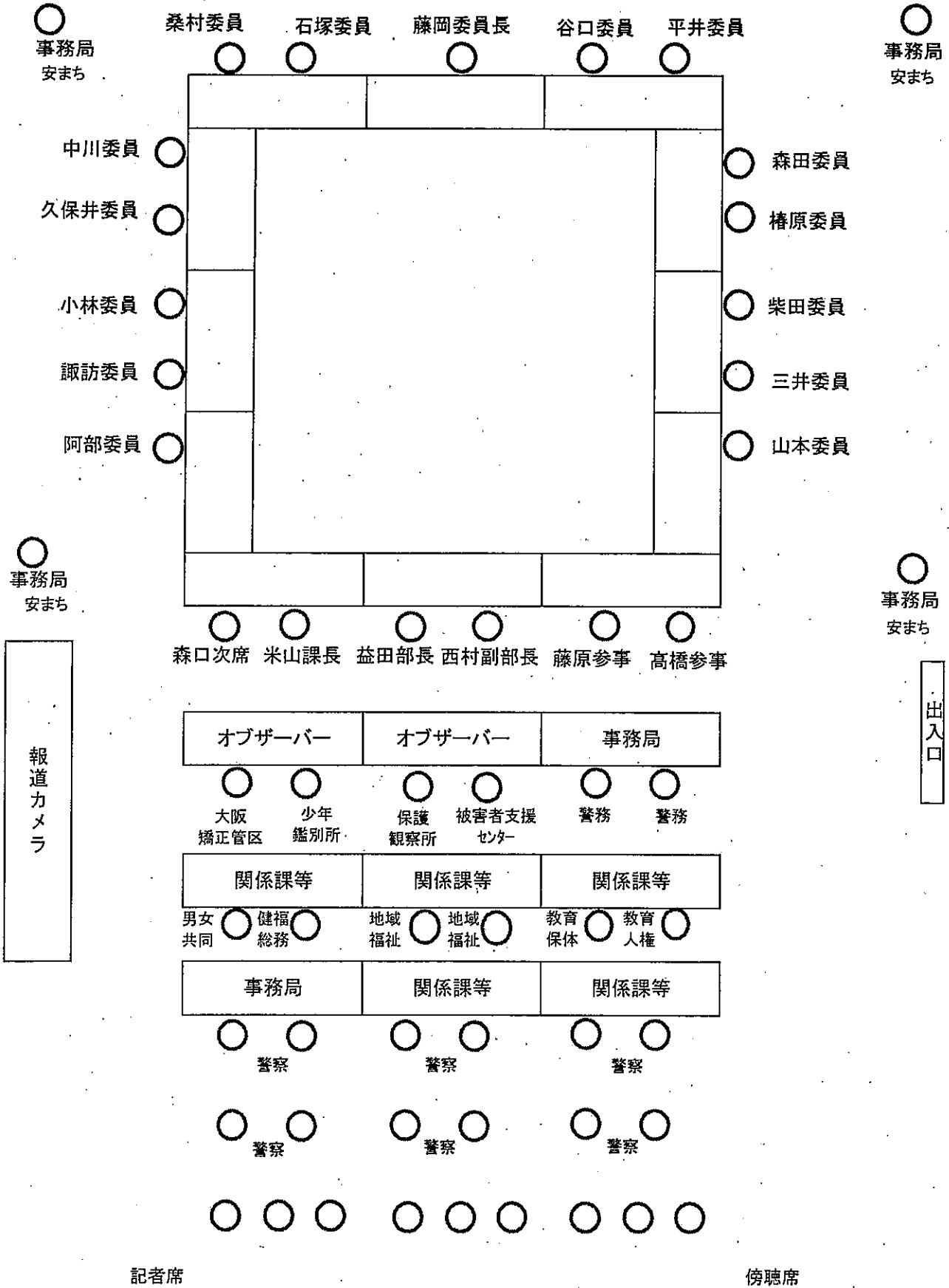
「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の中間案について

4 その他

5 閉会

京都府犯罪のない安心・安全まちづくり計画第3回検討委員会  
配席図

令和5年10月4日  
京都府公館第5会議室



京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会

第3回 出席者名簿

【検討委員】

(敬称略)

氏名	所属	備考
阿部 千寿子	京都先端科学大学経済経営学部准教授	
石塚 伸一	龍谷大学名誉教授	
久保井 純子	NPO法人京都府就労支援事業者機構事務所長	
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部教授	欠席
桑村 信慶	京都府保護司会連合会会長	
小林 稔	京都府地域生活定着支援センター長	
柴田 勝久	与謝野町総務課長（京都府町村会）	
諏訪 真之	京都市保健福祉総務課労務・調整担当課長	
高橋 みどり	京都弁護士会	欠席
谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部教授	
椿原 正人	京都府防犯推進委員連絡協議会会長	
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役	
平井 紀夫	京都犯罪被害者支援センター副理事長	
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	
溝川 眞司	有限会社空海コーポレーション代表取締役	欠席
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）	欠席
三井 俊和	一般社団法人関西ICT協会理事、京都府警察ネット安心アドバイザー	
森田 里佳	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事務局次長	
山本 紫乃	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」	

【オブザーバー】

氏名	所属	備考
畑村 裕也	法務省大阪矯正管区更生支援企画課企画第一係長	
沖田 靖晃	京都保護観察所企画調整課長	
明星 佳世子	京都少年鑑別所地域非行防止調整官	
富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	

(参考資料1) 2018 (平成31) 年以降に制定・改定された法律等

法律の名称	主な内容	公布・施行等
民法 (一部改正)	成年年齢の18歳への引下げ、女性の婚姻年齢の18歳への引上げ	H30.6.20公布 R4.4.1施行
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律	自立支援の基本理念 (生活困窮者の尊厳の保持等) の明確化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、貧困ビジネス対策 等	H31.6.8公布 H31.10.1施行
児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律	児童等保護への司法関与強化	H29.6.21公布 H31.4.2施行
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	障害者の活躍の場の拡大に関する措置。国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置	R1.6.14公布 R2.4.1施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	目的、基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充等、市町村による貧困対策計画の策定、具体的施策の趣旨の明確化等	R1.6.19公布 R1.9.7施行
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置	R1.6.26公布 R2.4.1等施行
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域共生社会の実現を図るため、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等	R2.6.12公布 R3.4.1施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	「つきまとい」に当てはまる規制対象行為を追加 GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等についても規制対象行為	R3.4.28 公布 R3.8.26 施行等
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」創設 ログイン型投稿における発信者情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等	R3.4.28 公布 公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行
少年法等の一部を改正する法律	18・19歳を「特定少年」として引き続き少年法適用、原則逆送対象事件の拡大、推知報道の一部解禁	R3.5.28 公布 R4.4.1 施行
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止とその定義、及び防止について明記	R3.6.4 公布 公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行

法律の名称	主な内容	公布・施行等
強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律	「強制労働の廃止に関する条約」を締結するため、国内法を整備するもの	R3.6.16 公布 R3.7.6 施行
児童福祉法の一部を改正する法律	市町村におけるこども家庭センターの設置	R4.6.15 公布 R6.4.1 施行（予定）
民法の一部を改正する法律	成人となる年齢を 18 歳に引き下げ	H30.6.20 公布 R4.4.1 施行
こども家庭庁設置法	内閣府の外局として、こども家庭庁を設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行（予定）
こども基本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の総合的・一体的提供の体制整備</li> <li>・ こども政策推進会議の設置</li> </ul>	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行（予定）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性相談支援センターの設置</li> <li>・ 多様な支援を包括的に提供する体制を整備</li> </ul>	R4.5.25 公布 R6.4.1 施行（予定）
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（議員立法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や地方公共団体に対し、障害者からの相談対応に当たっての配慮</li> <li>・ 障害者に対し、障害の種類・程度に応じて情報提供することを配慮 等</li> </ul>	R4.5.25 公布 公布日施行
刑法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拘禁刑の創設</li> <li>・ 刑の執行猶予制度の拡充</li> <li>・ 侮辱罪の法定刑の引上げ</li> </ul>	R4.6.17 公布 R4.7.7 施行
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求の範囲の見直し</li> <li>・ 新たな裁判手続き（非訟手続き）の創設</li> </ul>	R3.4.28 公布 R4.10.1 施行
個人情報保護法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データについて、利用停止や消去等を請求する場合の対象要件が緩和</li> <li>・ 第三者提供記録についての開示請求が可能</li> </ul>	R2.6.12 公布 R4.4.1 施行
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クロスボウ所持の禁止と所持許可制の導入</li> </ul>	R3.6.16 公布 R4.3.15 施行
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性犯罪の構成要件を改め、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪の処罰規定を整備</li> <li>・ 性的同意年齢の引上げ</li> <li>・ 性犯罪の公訴時効期間を延長 等</li> </ul>	R5.6.23 公布 R5.6.23 等施行

(参考資料2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける関連計画等

計画名	所管課	内容
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) (計画期間:平成28~令和7年度)	人権啓発推進室	人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの。
京都府男女共同参画計画 -KYOのあけぼのプラン(第4次) (計画期間:令和3~12年度)	男女共同参画課	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定。
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (計画期間:平成31~令和5年度)	男女共同参画課	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定。
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 (計画期間:令和4~6年度)	消費生活安全センター	安心・安全な消費生活の実現を目指して、京都府消費生活安全条例第7条に基づき、消費生活施策を計画的に推進することを目的に策定しているもの。
京都府子ども・子育て応援プラン (計画期間:令和2~6年度)	こども・青少年総合対策室	子どもが社会の宝として、地域の中であたたかく見守られ、子どもの生き活きとした姿と明るい声が響きわたり、次代を支える若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができる環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会を実現するための施策を推進するもの。
児童虐待の防止と援助のためのネットワーク指針(京都府児童虐待防止ネットワーク会議)	家庭支援課	関係機関からなるネットワークを構築し、府全域における児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応体制の強化を目的に設置。
第2次 京都府子どもの貧困対策推進計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)	家庭支援課	子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき策定。
第10次京都府高齢者健康福祉計画 (計画期間:令和6年度~8年度)	高齢者支援課	高齢者人口がピークを迎える2040年、一方で、生産年齢人口の減少が見込まれることを見据え、地域の実情に応じて地域包括ケ

		アシシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図るため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定める。
第3次京都府地域福祉支援計画 (計画期間：平成31～令和5年度)	地域福祉推進課	地域共生社会を構築するため、京都府の地域福祉を進める上での基本理念と取組方向を定めたもの。 ※第4次京都府地域福祉支援計画 (計画期間：令和6～令和10年度)
第2次京都府自殺対策推進計画 (計画期間：令和3～7年度)	地域福祉推進課	京都府自殺対策に関する条例第9条の規定による、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
第4期京都府障害者基本計画 (計画期間：令和2年度～5年度)	障害者支援課	障害者基本法第11条第2項に基づき策定する、京都府が講ずる障害者施策に関する基本的な計画。
第6期京都府障害福祉計画、第2期京都府障害児福祉計画 (計画期間：令和3年度～5年度)	障害者支援課	障害者総合支援法第89条第1項、児童福祉法第33条の22第1項に基づき策定する、京都府が講ずる障害者施策に関する計画で、「京都府障害者基本計画」の実施計画として位置づけ。
京都府依存症等対策推進計画 (計画期間：令和3年度～9年度)	障害者支援課	依存症及びアルコール健康障害に係る対策を、本府の実情に即して、発生から進行、再発の各段階に応じて推進するため策定。
京都府住生活基本計画 京都府賃貸住宅供給促進計画 (計画期間：令和3年度～12年度)	住宅課	【京都府住生活基本計画】 住生活基本法に基づき、府民の住生活の安定及び質の向上に関する基本的な計画として定めたもの 【京都府賃貸住宅供給促進計画】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、府内の住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進に関する計画を定めたもの。
交番・駐在所等の機能充実・強化プラン (平成18年7月)	警察本部警務課地域課	交番・駐在所等の機能を充実・強化し、地域の防犯力の向上を府民と警察が協力・協働して推進するため策定。
第2期京都府教育振興プラン (計画期間：令和3～12年度)	教育委員会総務企画課	教育基本法において地方公共団体が定めるよう努めることとされている「教育振興基本計画」であり、長期的な展望に立って、京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていくための指針となるもの。



令和5年10月4日  
第3回検討委員会資料

# 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 (中間案)

京 都 府

## ～ 第1章 計画改定の基本的な考え方 ～

### 1 計画の趣旨

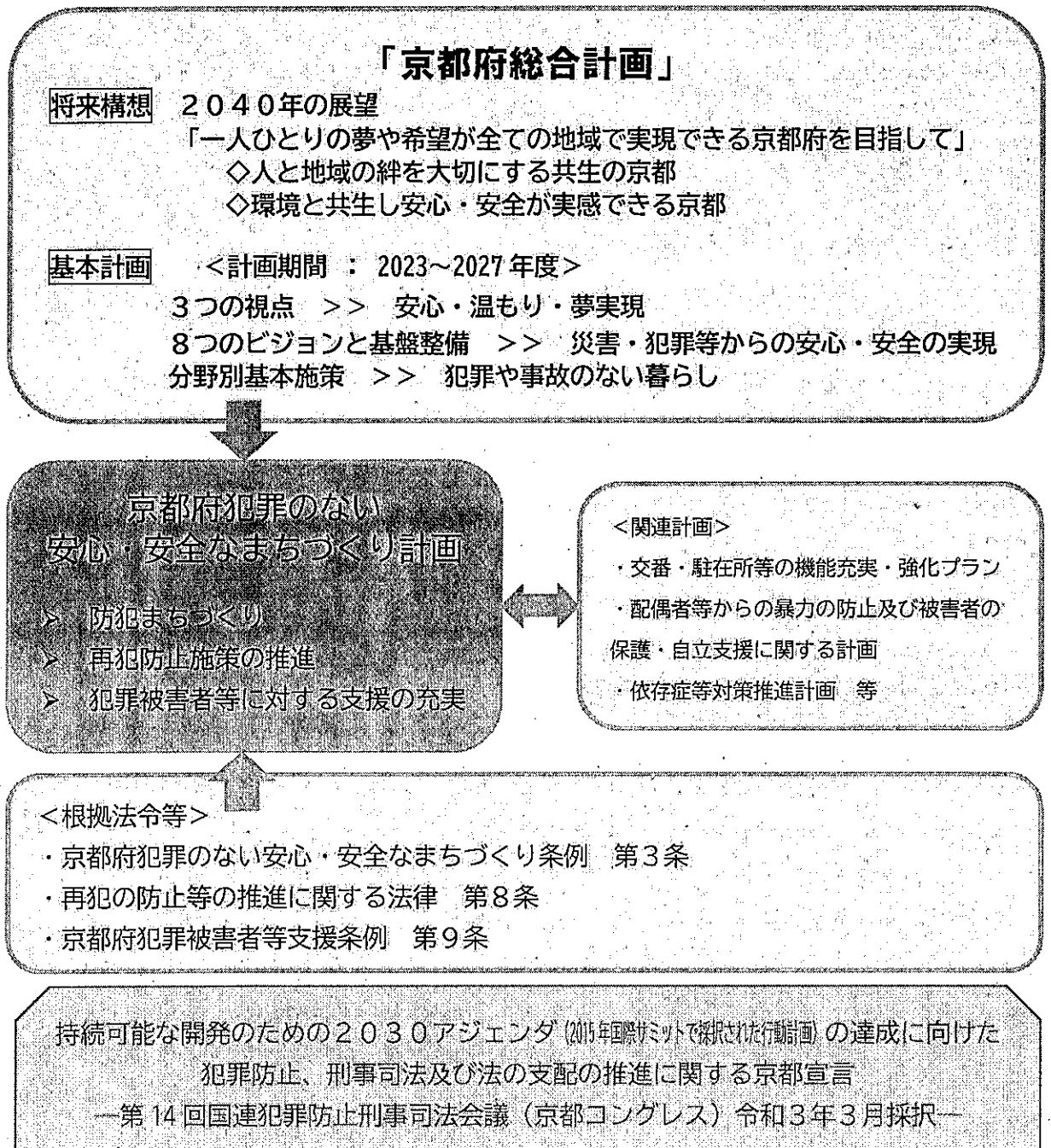
犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえつつ、府、警察、市町村、事業者、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として策定

### 2 計画改定の背景

#### (1) 条例制定とそれ以降の取組経過

- 犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する支援や社会における理解が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、京都府議会において全会派一致により、議員提案による初の政策的内容の条例として、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」が制定された。
- 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき、市町村及び府民と連携及び協力をして、犯罪のない安心・安全なまちづくり（防犯まちづくり）及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画を平成17年12月策定。以降、3回改定
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」が、再犯防止施策の推進により、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としていることを踏まえ、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の柱の一つとして現行計画（平成31年度～令和5年度）に盛り込む。
- 現行計画の基本目標が一定達成したことを踏まえ、京都府の現状及び課題を整理し、社会情勢の変化に応じた新たな課題への対応や所要の見直しを図るため、外部委員の意見を聴取しつつ、改定を行う。

(2) 計画の位置付け (「京都府総合計画」等との関係図表、SDGsを追記)



▷ 持続可能な開発のための2030アジェンダにおけるSDGs(持続可能な開発目標)  
 府、警察、市町村、事業者、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進し、社会経済情勢の変化や地域のつながりの希薄化に対応した持続可能なまちづくりに取り組むことで、国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献します。

※関連する主な目標



### (3) 犯罪等に関する社会情勢の変化

#### ア. 全国の状況

- ・ 全国における刑法犯の認知件数は、平成15年からは一貫して減少してきたところ、令和4年は60万1,331件と戦後最少となった令和3年を5.8%上回っており、今後の動向について注視すべき状況にある。

(参考:「世界一安全な日本」創造戦略2022 犯罪対策閣僚会議)

- ・ 地球環境の急激な変化と身近な人間関係にまで至る人間社会への影響、人口構成の変化、科学技術の進展、新型コロナウイルス感染症のまん延といったように、近年、国内の社会情勢は大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。

- ・ 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されており、コロナ禍収束後も、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するとして、令和5年5月に孤独・孤立対策推進法が成立した。

(参考:孤独・孤立対策の重点計画)

- ・ 少子高齢化の進展等に伴い、防犯ボランティア活動や再犯防止態勢の持続可能性の確保、治安機関の執行力の維持も重要な課題となっているほか、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査でも、インターネット上での様々な情報の氾濫や入手の容易性、人と人とのつながりの希薄化等を要因として「治安が悪化している」との評価が依然として相当の割合で存在している状況にある。

- ・ 地域社会において、自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感は一層高まっており、自治会、地域運営組織、NPOなど地域コミュニティの多様な主体が、変化するニーズに対応できるような方策が求められる。(参考:総務省地域コミュニティに関する研究会報告書(R4.4))

- ・ 全ての人が生きがいを感じられる社会の実現に向けて、女性活躍、孤独・孤立対策、子供政策等の様々な取組が進められている一方で、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が依然として高水準で推移し、また、性犯罪、ストーカー、DV、児童虐待等が多く発生するなど、必ずしも我が国の安全や安心を享受できていない高齢者や女性、子供が存在している。

- ・ 特に性犯罪に関しては、被害者や支援団体等の熱心な活動によって性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けた社会的気運が高まる中、政府は、令和5年3月、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を策定し、対策の強化に取り組んでおり、令和5年6月には、性犯罪に関する大々的な刑法の改正案等が可決され、成立した。

- ・ デジタル化の進展に伴い、サイバー空間が従来にも増して社会・経済活動を行う重要な公共空間となっている一方で、ランサムウェアやハッキング攻撃等のサイバー固有の事案のほか、フィッシング詐欺や不正薬物のオンライン売買、マネー・ローンダリング、インターネット上での子どもの性的搾取・虐待、SNSなどを使った、いわゆる「闇バイト」を利用した強盗・特殊詐欺事件等、従来型の犯罪がオンラインで実行されるサイバー犯罪は、最も速いスピードで増大している犯罪であり、新種の脅威が絶えず生まれている。

(参考：京都 kongress 議題「デジタル世界での犯罪」(国際連合広報センター))

## イ. 京都府の状況

京都府においても、全国の状況と同様に、社会経済情勢の不安定化が進む中で、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域社会の衰退といった従来からの構造的な課題も、より深刻化している。

コロナ禍においては、特に高齢者や子ども達が、住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らせる居場所・環境づくりの重要性が浮き彫りになった。

誰もが未来に夢や希望を抱いていけるよう、コミュニティの重要性を認識しながら、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていくことが必要  
(参考：京都府総合計画)

### 【防犯まちづくり】

- ・ 京都府においては、刑法犯認知件数は、全国と同様に平成14年(65,082件)をピークとして減少してきており、令和4年は1万578件と前年比では0.9%増加したものの、ピーク時と比べるとマイナス83.7%と、全国(マイナス78.9%)を上回る率で減少している。
- ・ 認知件数の内訳を見ると、窃盗犯の占める割合が全国と比較するとやや多く、更に窃盗犯に占める割合が最も多い自転車盗は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限等により、令和2年及び3年は大きく減少したものの、令和4年には再び増加に転じている。
- ・ 子どもや女性を対象とした性犯罪や犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV事案、SNS等の利用増加に伴う新たな犯罪やサイバ

一犯罪の発生など、社会の変化に伴う新たな犯罪も大きな不安を与えている。

- ・ 令和4年の特殊詐欺の認知件数は204件で前年比37件、22.2%の増加、被害額は3億7,306万円の前年比7,713万円、26.1%の増加と、件数は5年ぶりに増加に転じ、被害額は2年連続で増加するなど深刻な情勢であり、被害者は65歳以上の高齢者が約8割を占めている。
- ・ 令和4年の刑法犯の検挙人員の年齢別の内訳を見ると、70歳以上が19.8%、次いで20歳から29歳が17.7%を占める。また、70歳以上の検挙者のうち、万引きや置引き等を含む非侵入盗が70.2%、20歳から29歳で他の年齢と比べ特に多い罪種は、詐欺、強盗、強制性交となっている。
- ・ 近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備など警察力の充実とともに、府民や地域の安心・安全に関わる様々な団体が、交番・駐在所等を核に、警察・行政と連携し、地域の実情に応じた防犯活動等に取り組むネットワークである府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化の両輪によるものであり、地域の絆を再生する取組が、犯罪の起こりにくい社会の実現に結びついているものと考えられる。
- ・ しかしながら、防犯ボランティア活動も、従事者の減少傾向が続き、現従事者の高齢化や固定化などの課題を抱える地域もあり、多様な層のより多くの府民や近年拡大しつつあるCSR活動（社会貢献活動）に取り組む事業者の参画を促進し、横断的な連携により様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められている。

#### 【再犯防止】

- ・ 平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律において、地方自治体の責務が明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたところ、京都府では現行の犯罪のない安心・安全なまちづくり計画策定に合わせて、初犯防止の施策の強化とともに、再犯防止を計画の柱の一つとして盛込み、施策を推進
- ・ 刑法犯認知件数が減少する中、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、京都府内でも令和3年の再犯者率は51.9%となっている。
- ・ 京都府内の刑法犯における再犯者の内訳を見ると、平成29年から令和3年までの過去5年間一貫して高い再犯者率となっているのは、強盗（平均

76.9%)、賭博(75.6%)、恐喝(平均71.5%)である。

- ・ また、全国における2年以内の再入所に係る犯行時に住所不定の者の割合の平成29年から令和3年までの5年平均では、罪種別で、窃盗(36.2%)、傷害・暴行(25.4%)、性犯罪(18.5%)覚醒剤取締法違反(17.3%)。特性別で、65歳以上(33.3%)、女性(10.3%)、少年(8.9%)
- ・ 保護司の安定的な確保は、喫緊の課題として、国が総力を挙げて様々な取組を進めているところ。令和3年度からは、保護司活動の年齢の上限を76歳から78歳に引き上げたことにより、保護司数は若干増加したものの、高齢化が顕著な状況であり、今後、更に担い手の確保へ向けた取組が求められる。

### 【犯罪被害者等支援】

- ・ 社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、平成16年12月には、犯罪被害者等基本法が制定され、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が、5年ごとの見直しを得て、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されたところ。
- ・ 京都府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成26年4月までには、府内全市町村において被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきたが、社会情勢が大きく変化する中で、被害者等が直面する様々な課題に対しては、早期に適切な支援へとつなげるとともに、被害者等を社会全体で支え、中長期的に寄り添う支援の充実が必要であることから、犯罪被害者等支援に特化した条例を令和5年4月1日に施行
- ・ 条例制定を契機として、被害者の状況や意向に沿った支援を実施するためのコーディネーター(社会福祉士等)を配置し、関係機関が一体となってワンストップで支援を行うための支援調整会議を設置するとともに、被害者等への経済的負担軽減のため、転居、被害者参加制度の利用に伴う弁護士費用及び旅費の一部を助成する事業を開始
- ・ 警察庁の調査や京都府が実施したアンケートにおいて、約7割の被害者等が支援につながっていない実態があり、被害者支援窓口の周知を図るとともに、被害者等が相談や支援の求めることのしやすい環境の醸成が必要

### 3 改定の総合的重点事項【新設】

- (1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- (2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化
- (3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施
- (4) 子ども・女性・高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

#### (1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策

##### ア これまでの主な取組

- コロナ禍の影響により孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となる中、令和5年5月31日に孤独・孤立対策推進法が成立
- 孤独・孤立状態に陥るきかけとして考えられる事案に対する対策として、生活困窮者、高齢者、障害児者、ひとり親、子ども・子育て、犯罪被害者等に関する支援、性犯罪・性暴力、DV、児童虐待、自殺防止に関する対策等を実施

##### イ 現状・課題

- 京都府における単身世帯は既に4割超となっており、今後も増加傾向にあり、単身世帯の高齢化も進むと推計される。

	R2	R7推計	R12推計	R17推計	R22推計
単身	41.2	40.4	41.3	42.0	42.5
上記のうち65歳以上が占める割合	36.8	37.5	39.2	41.5	45.0
夫婦のみ	19.3	20.0	20.1	20.3	20.5
夫婦と子ども	24.1	24.2	23.3	22.6	22.1
ひとり親と子ども	8.9	9.4	9.5	9.6	9.7
その他	6.5	6.0	5.7	5.5	5.3

(資料：国勢調査(総務省)、日本の世帯数の将来推計(平成31年4月推計)(国立社会保障・人口問題研究所))

- 京都府における生活困窮者自立支援制度における相談受付件数は、コロナ禍の影響で、急増

	H30	R1	R2	R3	R4(暫定)
新規相談受付件数	2,553	2,647	9,941	8,075	5,895

(出典：厚生労働省報告(京都市含む))



- 養護者による高齢者虐待は、増加傾向にあり、令和3年度は過去最多

	H30	R1	R2	R3
相談・通報件数	1,128件	1,213件	1,209件	1,318件
虐待認定件数	665件	599件	653件	699件

(参考：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査)

- 高齢者虐待と判定された事例における家族形態では、未婚の子と同居している場合が最も多く、全体の4割超

	単独	夫婦のみ	未婚の子 と同居	子夫婦 と同居	その他	不明	合計
H30	61件	179件	314件	61件	63件	0件	678件
R3	58件	190件	300件	58件	105件	1件	712件

(参考：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査)

- 障害者への家庭内における虐待は、相談・通報件数及び認定件数ともに急増しており令和3年度は過去最多

	H30	R1	R2	R3
相談・通報件数	67件	82件	140件	159件
虐待認定件数	36件	40件	72件	86件

(参考：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律に基づく状況等に関する調査)

- 京都府が平成29年に民生児童委員や民間支援団体等に対して行ったひきこもり実態調査では、年齢では20～30代で約5割を占め、引きこもっている期間で最も多かったのは10年以上

年齢 (多い4区分) (n=1,134人)	30～39歳	21～29歳	40～49歳	60歳以上
	321人 (28.3%)	245人 (21.6%)	176人 (23.7%)	102人 (9.0%)
ひきこもり期間 (多い4区分) (n=1,134人)	10年以上	不明	1年以上3年未満	5年以上7年未満
	322人 (28.4%)	218人 (19.3%)	120人 (16.2%)	108人 (9.5%)

(参考：京都府健康福祉部平成29年ひきこもり実態調査結果)

- 令和3年に京都市が独自に行った孤独・孤立対策に関する調査（回答142団体）では、当事者の悩みや課題が解決しない要因として、「強くそう思う」「そう思う」との回答が多かったのは次のとおりで、当事者への対応では課題が複雑・複合化していることに苦慮しているとの回答が7割超

内容	割合
心身の不調	88%
身近に相談できる者又は場所がわからない	86%
自らの悩みや課題が整理できていない又は課題認識がなく、自発的に相談されることがない	77%
相談先がわからない	76%
課題を認識しているが、他者からの関りを拒否している	71%

（参考：令和4年6月孤独・孤立対策官民連携プラットフォームシンポジウム京都市調査事例報告資料）

### 【検討委員会での意見】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和され始めて、これまでとは異なる形態の突発的犯罪現象が散見されるようになっており、その背景に社会的孤立の深刻化を推測させるような事件が発生している。
- ・ 自分が困ったときに、どこに相談すればよいのか、孤立しやすい人が入ってきやすい入口をつくる必要があるとあり、行政はそうした入口となる活動をおこなっている民間団体等をサポートすべきと考える。
- ・ 社会福祉の観点からは、人が不安を感じる要因の1番は「寂しさ」で、次に「お金」、「空腹」であり、これらの要因によって、人間の欲望は大きくなり、自身で抑制し、コントロールすることができなくなると言われている。
- ・ 家族そのものを皆で支えていくような社会にならないといけない。そこをちゃんと支えていけるような相談者がとても重要である。
- ・ 本人が支援を受け入れない場合がある。その場合でも周りで見守りながら本人がSOSを出すタイミングを図っているケースが最近多くなっている。

### ウ 施策の方向性

- ▶ 犯罪の根底にあり、また、犯罪によって引き起こされる社会的孤独・孤立への対策には福祉的支援のみならず、地域での見守りが不可欠であり、いずれも当事者が抱える課題が複雑・複合化していることから、分野を越えて行政、府民、福祉団体、企業、NPO等の関係機関が情報共有し、それぞれの強みを活かした課題解決のための協議ができる体制を構築
- ▶ 困難を抱える当事者の声を聴き、同じ目線での支援の在り方を検証しながら、当事者を支援の人材として共に取組を進め、困難を抱える人を支援している民間ボランティア団体やNPO等と防犯や被害者等を支援するボランティア団体が情報交換できる場づくりをサポート
- ▶ 相談に訪れた住民の困り事の背景に配慮し対応できる行政職員の養成

## (2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化

### ア これまでの主な取組

#### 【防犯まちづくり】

- 府民協働防犯ステーションの活動に係る財政的支援
- 地域における防犯まちづくりに功労のあった個人・団体への顕彰
- 事業者による防犯CSR活動の支援
- 学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」による啓発活動
- 学生サイバー防犯ボランティアによる情報モラルの啓発

#### 【再犯防止】

- 京都府保護司会連合会等への運営費等の補助
- 非行少年等の居場所（ユース・コミュニティ）の設置運営
- 当事者を中心に課題共有型「えんたく」方式による研修会の実施
- 少年非行防止学生ボランティアによる立ち直り支援

#### 【犯罪被害者等支援】

- 京都犯罪被害者支援センターへの運営支援

### イ 現状・課題

- 京都府民協働防犯ステーションの活動状況（地域別・令和4年）

	ステーション数	構成団体数	年間活動回数	1ステーション 当たり平均活動回数
京都市内	138	1,096団体	19,633回	142回
山城地域	49	310団体	11,209回	229回
南丹地域	39	227団体	7,727回	198回
中丹地域	37	245団体	5,940回	161回
丹後地域	34	311団体	6,507回	191回
合計	297	2,189団体	51,016回	172回

#### （主な活動内容）

- ・ 朝夕のこども見守り活動、夜間合同防犯パトロールの実施
- ・ 高齢者向け防犯講習会や地域安心・安全マップづくり講習会の開催
- ・ 青色防犯灯付自転車による「ながらパトロール」の実施
- ・ 年金支給日における金融機関前での振り込め詐欺被害防止啓発活動
- ・ 警察署との情報交換 等

- 京都府内の防犯ボランティアは年々減少しており、令和4年末時点で、平均年齢が60歳以上の団体は、約6割を占めている。

防犯ボランティアの状況	団体数	人数
H30	888団体	75,520人
R4 (H30からの増減)	863団体 (▲25団体)	69,652人 (▲5,868人)

- 京都府内の保護司の人数は減少しており、高齢化が著しく、地域における人間関係が希薄化する中、保護司活動に伴う不安や負担が大きくなっている。

保護司の状況	人数
H30	1,087人
R4 (H30からの増減)	1,048人 (▲39人)

- 専門的な知識と経験を要する付添等の直接的支援のニーズが増える中、支援を担う京都犯罪被害者支援センターの支援員（ボランティア）の確保が課題

センターの支援状況	相談（電話、面接等）	直接的支援
H30	992件	262件
R4 (H30からの増減)	972件 (▲20件)	444件 (+182件)

- 府が令和4年2月に行った犯罪被害者支援施策における市町村担当者へのアンケートでは、人材育成や府民の理解促進に関して、市町村単独での取組が困難との回答が多く、人手不足がいずれも上位理由として挙げられている。

困難と思われる取組（上位順）	困難であると思う理由の上位3項目
大学との連携	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③大学がない
学校における教育	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③情報不足
事業者への理解促進	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③財政的課題、情報不足
職員研修の実施	①人手不足②財政的課題、情報不足、他機関で行うのが望ましい
住民への理解促進（講演等）	①人手不足②財政的課題③情報不足

#### 【検討委員会での意見】

- ・ 今まで行われてきた地縁をベースとし、交番を一つの核とした取組に加えて次世代にどのように防犯を府民による活動として繋いでいくのか、この5年の大きな方向性、試みをしっかり提案していく必要がある。
- ・ これまでの防犯活動は小学校区を一つの単位エリアとして組織化されているが、学校の統廃合が進むことによって、新たなエリアに見直すという状況

が生まれており、地縁のコミュニティに非常に大きな影響を与えている。教育の単位エリアとコミュニティの単位エリアの変化をよく見ながら教育の部門とも連携し、5年、10年先を見据えた取組が必要である。

- ・ 今の京都府内保護司の平均年齢は65歳で、10年後には今の約半分の保護司が退任することになり、今、中心となって活動している保護司がほとんどいなくなる状況。国では2年かけて保護司制度が見直されることになるが、なかなか保護司は増えないのではないかと考えている。保護司や保護司の活動を知っている人が少ないということも一つの原因だと考えられる。
- ・ 防犯ボランティアに関心のある学生も多いが、学生が参加をしようと思ってもアクセス方法がわからず、情報がないことに困っている。
- ・ エリア・コミュニティの脆弱化には、家族・隣人等、人間関係の変容という社会基盤の揺らぎがあり、様々な試みがなされているがその課題解決には至っていない。しかし、「安心・安全なまちづくり」を推進するためには、構成員の公共に対する協力が前提であるが、現在、地域社会に求められる負担の増大と担いうる人材不足のジレンマは解消されていない。ここでは公務員・府民・民間団体における防犯に関する担い手の確保・人材育成を検討することは必須の課題である。

#### ウ 施策の方向性

- ▶ コロナ禍により新たな生活様式が定着し、他人とのつながりが希薄化した少子高齢化社会において、あらゆる分野で試みがなされている「地域コミュニティ活性化」の取組(※1)と合わせて、地域の防犯力を高めるための働きかけを積極的に行っていく。
- ▶ 年代や生活スタイルに合わせた活動時間や方法を取り入れながら、地域活動に参加しやすい環境をつくる。
- ▶ 国が推進する保護司適任者の安定的確保に向けた取組(※2)と連携しながら、保護司活動への理解促進を図る。
- ▶ 犯罪被害者支援を担う人材の育成及び確保に向けた取組を強化する。

(参考)

※1 地域コミュニティに関する研究会報告書(令和4年4月)(総務省自治行政局市町村課)

※2 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会(令和5年5月設置)(法務省)

### (3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施

#### ア これまでの主な取組

- 京都府警察サイバーセンターの設置による対策強化
- ネット安心アドバイザー、学生サイバー防犯ボランティアによる講演等の実施
- Ksisnet（ケースネット・京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）における情報発信
- SNS等を活用した注意喚起のための情報発信、詐欺等発生情報を配信

#### イ 現状・課題

- 「闇バイト強盗」と称されるSNS上で実行犯を募集する手口等を特徴とする一連の強盗等事件が広域で発生
- SNSに起因する非行や子どもの性被害が深刻な状況
- 犯罪被害者や遺族が、インターネット上の誹謗中傷の的となり、二次被害に苦しんでいる状況が多く見られる。

#### 【検討委員会での意見】

- ・ ICT、AI等科学技術の進展は速く、バーチャルリアリティにおいて、無防備な子どもをはじめ加害者・被害者を生まない安心・安全を実現することも課題である。この分野における担い手と人材育成も欠かせない。
- ・ 警察官と一緒に民間人ボランティアが京都府内を回る授業を展開。子供たちが置かれている犯罪の中で一番深刻な問題として自撮り被害があり、現在この被害に特化したコンテンツを運用。ボランティアのために確保しなければいけない時間が多く、その中で次世代を育成することが大きな課題
- ・ 特殊詐欺の件数自体は年々増加傾向にあり、受け子や出し子の低年齢化が進んでいる。タブレット端末を使った子どもや高齢者向けの啓発を行っているが、ネット安心アドバイザーの認知度が低いのが課題
- ・ 再犯防止の取組において、SNS等に関する対策ができていない。本人が立ち直りたいと思っても、スマホを起動させれば、元の仲間に居場所を知られ、引き戻される、その繰り返し。支援者の年齢層は高く、こうした問題に対応できていないため、行政には、児童、学生にきっちりした教育をしてほしい。

#### ウ 施策の方向性

- ▶ ネット安心アドバイザーや学生ボランティアの人材確保、学校との連携
- ▶ 国が実施する各種相談窓口の紹介及びインターネット上の誹謗中傷事案に詳しい弁護士への相談の機会を提供
- ▶ 児童買春・児童ポルノ、詐欺等のサイバー犯罪の被害防止の取組強化

#### (4) 子ども・女性・高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

##### ア これまでの主な取組

###### 【防犯まちづくり】

- 子ども・地域安全見守り隊への活動支援（資機材交付及び保険加入）
- 子どもの発達段階に応じた「防犯教育プログラム」に基づく防犯教室の実施
- 小中学生及び高等学校での非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施
- 京都ストーカー相談支援センターにおける支援
- 金融機関、コンビニ等と連携した特殊詐欺被害の未然防止

###### 【再犯防止】

- 非行少年等立ち直り支援チーム事業（ユース・アシスト）が関係機関と連携し、少年一人ひとりに適した支援を実施
- 刑事司法手続の入口段階における福祉サービスの利用調整支援を地域生活定着支援センターにおいて実施
- DV加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムの実施
- ストーカー加害者のカウンセリング等に係る公費負担制度の運用

###### 【犯罪被害者等支援】

- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターや京都犯罪被害者支援センター等におけるカウンセリングや弁護士相談の費用負担や直接的支援の実施
- 中高生向け「いのちを考える教室」の実施

##### イ 現状・課題

###### ① 子どもを取り巻く状況

- 京都府内における刑法犯及び特別法犯の少年の検挙・補導人員は減少

少年非行等の状況	刑法犯			特別法犯		
	少年	犯罪少年	触法少年	少年	犯罪少年	触法少年
H30	735人	492人	243人	173人	145人	28人
R4	465人	283人	182人	149人	131人	18人
(H30からの増減)	(▲270人)	(▲209人)	(▲61人)	(▲24人)	(▲14人)	(▲10人)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 福祉犯の被害少年数は全体的に減少している中、性被害は増加。令和4年の被害少年のうち中学生及び高校生が約7割を占める。

福祉犯の被害少年	児童福祉法	二十歳未満ノ者飲酒禁止法	二十歳未満ノ者喫煙禁止法	風営法	労基法	青少年健全育成条例	児童買春・児童ポルノ法	その他	合計
H30	1	5	16	11	2	65	39	2	141
R4 (H30からの増減)	4 (+3)	1 (▲4)	14 (▲2)	4 (▲7)	0 (▲2)	41 (▲24)	47 (+8)	2 (0)	113 (▲28)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 薬物乱用少年のうち、大麻取締法違反は増加

少年非行等の状況	大麻取締法	麻薬取締法	覚醒剤取締法
H30	16人	1人	1人
R4 (H30からの増減)	30人 (+14人)	1人 (0人)	0人 (▲1人)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 令和4年7月に京都府警察が府内の中学生及び高校生を対象に行ったアンケート結果では、子どもの身近に違法薬物の誘惑が迫っている状況がわかる。

違法薬物に関するアンケート調査	中学生 (8,188人)	高校生 (8,172人)
大麻は身体に有害でない又は分からない	695人 (8.5%)	609人 (7.5%)
違法薬物の使用に誘われたことがある	19人 (0.2%)	40人 (0.5%)
上記のうち友達や先輩・後輩から誘われたとの回答	8人 (19人に対し42.1%)	27人 (40人に対し67.5%)
違法薬物を試してみたいと思ったことがある	87人 (1.1%)	124人 (1.5%)
違法薬物を手に入れることができる	98人 (1.2%)	148人 (1.5%)
上記のうち入手方法をインターネットとした回答	77人 (98人に対し78.6%)	120人 (148人に対し81.8%)

(出典：京都府警察本部中学生・高校生に対する「違法薬物に関するアンケート調査」結果(令和4年))



- 京都府内における児童生徒の暴力行為は全体としては減少しているが、小学校は増加している。

暴力行為の発生件数	小学校	中学校	高等学校
H30	980件	1,044件	209件
R3 (H30からの増減)	1,074件 (+94件)	770件 (▲274件)	137件 (▲72件)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 京都府内におけるいじめの認知件数は小・中・高校では減少しているが、全国的に顕在化しにくいネットいじめに関する内容が増加傾向にあることから、府教育委員会など複数の相談窓口を設置

いじめの認知件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H30	20,885件	3,171件	624件	161件
R3 (H30からの増減)	16,290件 (▲4,595件)	2,683件 (▲488件)	373件 (▲251件)	183件 (+22件)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 京都府内における不登校児童生徒数は、全国の状況と同様に、大幅に増加しており、要因は様々あるが、コロナにより更に加速したと考えられる。学校での非行防止、薬物乱用防止、ネットリテラシー等の教育の機会や福祉的支援につながりにくい児童生徒への働きかけが課題

不登校児童数	小学校	中学校	高等学校	高校中退
H30	722人	2,278人	910人	1,028人
R3 (H30からの増減)	1,518人 (+796人)	2,947人 (+669人)	911人 (+1人)	731人 (▲297人)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 全国における子どもの相対的貧困率は、減少しているが、ひとり親家庭の経済状況は依然厳しい状況

貧困率 (全国)	貧困線	相対的 貧困率	子どもの 貧困率	子どもが いる現役世帯	大人(18歳以上)が一人	大人(18歳以上)が二人以上
H30	124万円	15.4	13.5	12.6	48.1	10.7
R3 (H30からの増減)	127万円	15.4 (0)	11.5 (▲2.0)	10.6 (▲2.0)	44.5 (▲3.6)	8.6 (▲2.1)

(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」)

- 児童虐待に対する社会的関心の高まりを背景として京都府内における児童虐待に関する相談・通告数は大幅に増加。

児童虐待相談・通告	府内3児相(速報値)	京都市
H30	2,104件	2,128件
R4(H30からの増減)	2,721件(+617件)	3,288件(+1,160件)

(出典：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料)

- 令和4年度の年齢別内容別児童虐待件数(※府内は相談受理件数、京都市は認定件数として公表)

内容別		0~2歳	3~学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	府内	134	100	162	99	79	574
	京都市	85	107	220	101	53	566
性的虐待	府内	0	2	5	8	10	25
	京都市	1	3	4	2	2	12
ネグレクト	府内	91	108	151	55	42	447
	京都市	104	77	98	44	17	340
心理的虐待	府内	345	401	526	249	154	1,675
	京都市	341	269	453	176	100	1,339
合計		1,101	1,067	1,619	764	457	4,978

(出典：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料)

- 法務総合研究所による非行少年と生育環境に関する研究報告書(令和5年6月)において、令和3年実施した調査結果から、少年院在院者のうち約42%という少なくない人数が被虐待経験を有していることが分かっており、被虐待経験によるトラウマ(本来の能力では対処できないような外傷的な出来事を体験したときに被る著しいストレス)による心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、PTSD症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされていると報告している。

## ② 女性を取り巻く状況(被害者のうち女性の割合が大きい事案の状況)

- 京都府内のDVの認知件数は増加。被害者は、女性の割合が大きい、若年者から高齢者までの各世代に渡るとともに、障害のある人、外国人、男性なども含まれる。

DV事案の状況	認知件数
H30	2,434件
R4(H30からの増減)	3,634件(+1,200件)

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 京都府内における配偶者暴力相談支援センター相談件数（京都市DV相談支援センター及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センターを含む）は、全国の動きと同様に減少傾向

DV相談の状況	相談件数		DVによる一時保護 による相談件数	DVによる一時保護
	女性	男性		
H30	6,333件	6,204件	69件	88件
R4 (H30からの増減)	5,408件 (▲925件)	5,295件 (▲909件)	103件 (+34件)	46件 (▲42件)

(出典：京都府健康福祉部提供資料)

- 京都府内の性暴力被害に関する相談等は高止まりの状況

京都SARAの電話相談の状況	電話相談件数
H30	1,433件
R4 (H30からの増減)	1,308件 (▲125件)

(出典：京都府健康福祉部提供資料)

- 京都府内のストーカー及び性犯罪認知件数は減少

ストーカー・性犯罪認知件数	ストーカー	性犯罪
H30	820件	215件
R4 (H30からの増減)	601件 (▲219件)	169件 (▲46件)

(出典：京都府警察本部提供資料)

### ③ 高齢者を取り巻く状況

- 京都府の人口のうち65歳以上・75歳以上の平成30（2018）年推計

高齢化の状況	65歳以上	75歳以上
H27 (2015)	27.5%	12.9%
R12 (2030)	31.5%	20.1%

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来人口 平成30（2018）年推計)

- 京都府における刑法犯検挙人員に占める60歳以上の割合は高水準で推移しており、そのうち最も多い罪種は窃盗であり、約7割を占める。

	総人員	60歳以上	60歳以上が占める割合
H30	4,295人	1,204人	28.0%
R4 (H30からの増減)	3,436人 (▲859人)	1,070人 (▲134人)	31.1% (+3.1%)
うち窃盗 (刑法犯に占める割合)	1,703人 (50.3%)	711人 (66.4%)	41.1%

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 京都府における特殊詐欺被害の認知件数は、コロナ禍では、一旦減少したが、令和4年から増加に転じている。

特殊詐欺被害認知件数	総件数	被害額
H30	257件	57,610万円
R4 (H30からの増減)	204件 (▲53件)	37,306万円 (▲20,304万円)
うち65歳以上の被害	171件 (83.8%)	32,900万円 (88.2%)

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 令和4年における金融機関やコンビニ等の水際で阻止できた件数は増加

種別	阻止件数	対前年比	阻止額	対前年比
金融機関	108件	+20件	4,843万円	+712万円
コンビニ・スーパー	209件	+97件	1,665万円	+854万円
個人	74件	▲9件	1,386万円	+90万円
その他	19件	+4件	211万円	+176万円
合計	410件	+112件	8,105万円	+1,833万円

#### 【検討委員会での意見】

- ・ 家族を大事にしてあげる制度は大事であり、家族が支えなくてはいけないということではなく、家族そのものを皆で支えていくような社会にならないといけない。そこをちゃんと支えていけるような人がとても大事である。
- ・ 毎日の夜間の青色パトロールで地域を回って、一番心配しているのは、高齢者の徘徊であり、毎回、1、2度は高齢者と話をしている。昔は子供がたくさん集まっていたが、今はそのような子は一人もいない。
- ・ 基礎自治体の大きな役割として福祉的サービスの適切な提供があげられるが、更生支援の現場では福祉的サービスに結びついていない方や、支援を拒否される方も多いと聞いており、能動的なアプローチが必要な場合もある。

#### ウ 施策の方向性

- ▶ 虐待や犯罪等によりトラウマを抱えている子どもや若者、女性が、誰にも言えないまま、更なるトラウマ体験を重ね、犯罪の被害者にも加害者にもなりうるリスクを抱えないために、地域の子どもや保護者の課題に地域社会・コミュニティが気付き、連携して支援していくことができる環境の整備
- ▶ 犯罪をした高齢者や障害のある人で適切な支援を受けてこなかった人に

ついて、刑事司法関係機関、府、警察、市町村、地域生活定着支援センター等による重層的かつ長期的な支援の実施

- ▶ 犯罪被害者等支援調整会議を核とした関係機関が一体となった中長期にわたる支援と被害者の状況に応じたきめ細やかで重層的な支援の充実

## 4 施策展開の基本

### (1) 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するためには、警察の警戒・検挙活動の強力な推進や刑務所等での指導・教育は当然ながら、地域住民の一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、住民や事業者が地域の一員であることを自覚して活動に関わるとともに、行政機関が地域住民の多様な活動を支え、共生社会の実現へ向け協働していくことが必要
- ・ このため、府内の地域の特性を踏まえ、住民の意識向上に向けた広報・啓発をはじめ、活動の担い手（地域住民や事業者等）が効果的な取組を進めるための情報を関係機関と共有するなど、組織・団体間のネットワーク化や協働した取組の推進とともに、親子間のコミュニケーション、子どもや高齢者と地域の人々との交流や地域間の交流等、個人、家族、地域のつながりを深めることにより、地域のコミュニティの力を強めていくことが重要
- ・ また、生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の活動が活発に行われるためには、防犯推進委員や少年補導委員、保護司、犯罪被害者支援等のボランティア、事業所、NPO等に加え、学生や退職後も自らの知識や経験を活かした地域貢献に意欲のある企業OB等、活動を主導し、協力していく広範な人材の確保・育成が必要

### (2) 基本的人権への配慮

- ・ 生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動や再犯の防止に係る取組、犯罪被害者等への支援を進めるに当たっては、基本的人権への配慮が必要

### (3) 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、警察の活動はもとより、関係行政機関が横断的、総合的な取組を適切な役割分担のもと、行うことが重要であり、とりわけ、犯罪の発生件数が多い都市部等においては、警察、京都府、国、市町村等関係行政機関と住民等が連携して、総合的な取組を重点的に展開することが重要

## 5 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間



## ～ 第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進 ～

### 1 基本方針

府民が安全に、安心して暮らせる犯罪のない地域社会を実現するためには、その基盤となるコミュニティの重要性を認識し、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていくことが必要です。

また、犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、府民、企業、NPO等が一体となって、先端技術を活用しながら、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件以下を目指し維持するとともに、府民の生活を脅かす新たな脅威（犯罪）に対して取り組んでいきます。

### 2 施策の目標【新設】

- ▶ 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり
- ▶ 子どもや高齢者等が、地域の中で、安心して暮らせる居場所・環境づくり
- ▶ 困難を抱える子どもや女性の安全確保及び被害への対策
- ▶ サイバー空間における犯罪等への対応

### 3 具体的施策

- (1) 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり地域における防犯活動の推進

地域防犯力は、地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、府民、京都府、警察、市町村等の行政機関、民間ボランティア等が連携して、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進していくための体制を構築します。

さらに、府民協働防犯ステーションを中核とした地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、ボランティアのほか事業者、大学等様々な主体による自主防犯活動への支援や、情報発信、予測型防犯犯罪防御システムの活用等により、これまで積み上げてきた地域防犯力を更に高める取組を推進します。

- (7) 地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上

府民、京都府、警察、市町村、企業、NPO等の連携体制の構築

- a. 「府民協働防犯ステーション」の更なる活性化と新たなコミュニティ



の形成による地域防犯力の向上

b. ビューティフィケーション・ウインドウズ運動による美化活動の推進

現役世代や学生等のボランティアへの参加促進

c. 「ながら防犯」パトロールの推進

cd. 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

de. 事業者による防犯CSR活動への支援

ef. 大学による自主防犯対策の推進

(i) 交番・駐在所機能の充実・強化

(g) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施

a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全フォーラムイベント等の開催

b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報等啓発活動の実施

c. 防犯関係情報の効果的な発信

d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京(みやこ)すぐメール」の運用

e. 可搬型デジタルサイネージの運用

f. 犯罪情報分析システム「犯罪・交通事故情報マップ」の効果的な運用

(i) 予測型犯罪防御システムの予測精度向上に向けた調査・研究を活用した

犯罪抑止対策の推進

(h) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上

(2) 児童虐待への対策や子どもの安全の確保

子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすいことから、児童虐待防止に向けた未然防止と早期発見・早期対応等、総合的な対策を推進します。

また、子ども自身に身を守る方法を浸透させるとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安心・安全の確保のための取組を推進します。

(7) 児童虐待防止のための総合対策の実施

(i) 児童虐待防止のための更なる連携体制の強化

(g) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進

a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

b. 子ども見守りボランティアに対する支援の実施

c. 「こども110番のいえ」の活性化

d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援

- e. 教員等の防犯能力の向上
- f. 通学路の安全確保

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体が連携して少年の非行防止対策を推進するとともに、児童ポルノの自画撮りの要求等の性被害や消費者被害等少年が被害者とならない取組を推進します。

(7) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進

(イ) 児童の性被害防止対策の推進

(ウ) 消費者被害の防止の推進

(4) 性犯罪・ストーカー・被害やDV等への対策

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、重大な人権侵害である」という認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶へ向けた取組を更に強化します。

また、ストーカー事案は、見え隠れする加害者に対する大きな不安から一刻も早く被害者を救い出す必要があるため、被害者の保護と加害者への適切な対応等総合的な対策を推進するとともに、DV被害についても、関係機関、団体の連携により、防止のための取組を推進します。

(7) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化 (項目増設)

- a. 刑事法改正に伴う制度周知のための研修等の実施
- b. 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防
- c. インターネット上の性暴力等新たな課題への対応
- d. 違法行為への厳正な対処及び広報啓発等による犯罪防止

(イ)-(7)-ストーカー総合対策の実施

- a. 京都ストーカー相談支援センター (KSCC) の運用
- b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチに係るカウンセリング機関との連携と公費負担制度の運用の推進
- c. ストーカー被害者のカウンセリング、一時避難に係る宿泊施設利用料の公費負担制度の運用
- d, e. 関係機関との連携

(ウ)-(イ)-啓発活動によるDV防止対策の推進

(I) DV対策関係機関の連携強化による支援の更なる推進

(オ) 加害への気づきとDVを繰り返さないための加害者対応

(5) 若者から高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害等防止の取組

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用や更に隅々まで浸透する広報啓発等、特殊詐欺に対する効果的な防止対策を展開して、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

(ア) 特殊詐欺対策の実施

(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発

(ウ) 関係機関と連携した消費者被害防止に向けた広報啓発

(I) 少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発

(6) サイバー犯罪等への対応

サイバー空間における犯罪手口は常に変化し、インターネット利用者が新たな形態の犯罪に対応できず、被害の発生や拡大へつながっていることから、取締り等サイバー犯罪への対策を強化するとともに、疑似体験による対応能力向上やわかりやすい広報を行うなど、サイバー犯罪による被害を防止するための効果的な取組を推進します。

(ア) ネット安心アドバイザー制度を活用した情報モラルの向上や犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動の推進及び人材育成

(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進

(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化

(I) 子どもや高齢者等のネット取引被害防止の推進

(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施

(7) 訪日外国人及び在留外国人に係る取組

訪日外国人及び在留外国人の増加急増に伴う新たな事象に適切に対応するため、同事象に対する情報の集約と一元化等を行い、関係機関等と連携して対応するとともに、訪日外国人等の被害防止等を図り、国際的な観光都市としての安心・安全の確保を推進します。

国内外の観光需要の急速な回復に伴う交通渋滞、マナー違反等のオーバーツーリズムに係る課題に対応するため、自治体と協働連携した取組を推進し、安全・安心なまちづくりを進めます。(追記検討中)

(7) 新たな事象に係る情報の集約と一元化による部門横断的な諸対策の推進

(イ) 訪日外国人に対する「犯罪被害者、加害者にしない」広報啓発の推進

(ウ) オーバーツーリズム対策による安全・安心なまちづくりの推進

(8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応

府民の不安が大きい性犯罪、侵入窃盗及び多発罪種の自転車盗について、それぞれの地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を推進します。

(7) 性犯罪対策の推進

(イ) 侵入窃盗犯罪対策の推進

(ウ) 自転車盗対策の推進

(エ) 関係機関・団体等との連携による被害防止対策の推進

※ 具体的施策の内容は別紙のとおり

## ～ 第3章 再犯防止施策の推進 ～

### 1 基本方針

犯罪をした者等（薬物依存症や障害等、医療・福祉的措置が必要な者を含む）に対して再犯防止施策を推進することが、犯罪のない安心・安全なまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪をした者等が、罪を償い、立ち直ろうとするものが、再び犯罪に関わることがないように負の連鎖を断ち切り、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。

再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

### 2 施策の目標（新設）

- 地域における包摂の推進
- 民間協力者の活動の促進
- 再犯防止へ向けた基盤の整備
- 就労・住居の確保
- 学校等と連携した学習修学支援
- 犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導適切な支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### 3 具体的施策

#### (1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

刑事司法関係機関、京都府・警察・市町村等の行政機関、民間協力者等が、再犯防止施策を連携して効果的に推進していくための体制を構築します。

さらに、地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や民間支援団体等への支援や市町村、民間支援団体、地域で様々な活動に取り組む民間ボランティア等と連携した再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組等を進め、犯罪をした者等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

(7) 国、京都府、警察、市町村、民間協力者等の連携体制の構築

a. 国、京都府、警察、市町村、民間協力者等の連携体制の構築

b. 「入口・出口」における適切な支援体制の構築

c. 当事者の声を支援に活かす取組の実施

(4) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

a. 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

b. 更生保護支援関係機関の広報推進

c. 更生保護サポートセンターの周知及び法務少年支援センター京都との連携による相談支援

d. 保護司等民間協力者への顕彰

e. 保護司等の人材確保

f. 更生保護法人への寄附に係る税額控除

(5) 職員研修の実施

(I) 広報啓発活動の推進

a. 再犯防止啓発月間の重点広報

b. 「社会を明るくする運動」の推進

(2) 非行少年等への支援

非行等の問題を抱える少年に対して、京都府教育委員会等各関係機関と連携・協力して、再非行防止や立ち直り支援、居場所づくりを推進し、就学や就労を支援するとともに、非行の低年齢化への対応として親子向けの性や情報モラルに関する教育に取り組みます。

(7) 非行少年等立ち直り支援

(4) 低年齢の非行少年及び保護者への支援

(5) 少年たちの居場所づくり

a. 少年たちの居場所づくり

b. 困難を抱える子どもの支援や地域活性化を行う事業者等への支援

(I) 非行防止学生ボランティア等との連携による就学・就労に向けた支援

(ア) 京都少年鑑別所との協定に基づく少年の特性に応じた支援

(カ) 京都府立洛南病院との協定による薬物治療支援

(キ) スクールサポーターによる規範意識向上の取組

(ク) 「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の定期開催

(ケ) 福祉的支援を必要とする少年、若者への継続した支援

### (3) 関係機関と連携した福祉的施策

犯罪をした者等のうち高齢者や障害のある者については、適切な福祉的支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、こうした福祉的支援が必要な者に対し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。また、薬物依存を有する者に対しては、医療・保健・福祉機関や民間支援団体等との連携による支援を継続して実施します。

#### (7) 高齢者や障害のある者等への支援

- a. 高齢者や障害のある者等への総合的な施策の推進
- b. 「地域生活定着支援センター」、保険医療・福祉関係機関、民間協力者等における福祉的支援の充実推進

#### (4) 薬物依存を有する者への支援

- a. 薬物依存を有する者への医療・保健福祉的支援
- b. NPO法人等と連携した広報啓発

#### (9) 当事者家族関係者への適切な支援

### (4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

犯罪をした者等について、勤労意欲のある者のほか、障害のある者、経済的に困窮している者、非行少年、暴力団離脱者等に対して、就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保に向けた支援を推進します。

#### (7) 安定した就労のための施策

- a. 京都ジョブパーク等における寄り添い型の就労支援の実施
- b. 矯正施設における効果的な職業訓練実施他のための情報提供
- ed. 法務省「矯正就労支援情報センター」及び就労支援団体事業の周知
- ed. 障害のある者への就労支援
- ed. 生活困窮者自立支援法に基づく就労支援
- fe. 非行少年立ち直り支援チームによる就労体験等の実施
- gf. 京都府における会計年度任用職員の雇用検討
- hg. 協力雇用主の公共建築工事の入札参加資格の等級区分主観点の加点
- ih. 暴力団離脱・社会復帰へ相談、教育活動等の実施
- ij. 社会復帰アドバイザーによる暴力団離脱者への就労等援助

#### (4) 地域社会における定住先の確保のための施策

- a. 要配慮者の府営住宅等の入居可能物件の情報提供
- b. セーフティネット法に基づく、保護観察対象者等の賃貸住宅確保支援
- c. 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援

(5) 特性に応じた効果的な施策の実施

虐待を行った保護者、ストーカーやDV事案の加害者、暴力団関係者等、支援が必要な対象者の特性に応じて、関係機関が連携・協力して指導等の支援を推進します。

- (7) 児童虐待を行った保護者に対する再加害防止対策
- (4) ストーカー、DV加害者に対する再加害防止
- (5) 暴力団離脱の働きかけ強化

※ 具体的施策の内容は別紙のとおり



## ～ 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実 ～

### 1. 基本方針

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した途切れることのない支援が必要である。そのため、には犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護され、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3-4次犯罪被害者等基本計画及び京都府犯罪被害者等支援条例を踏まえながら、総合的な支援の充実を進め図ります。

### 2. 施策の目標【新設】

- 犯罪被害者等への経済的支援の充実
- 精神的被害の回復への取組強化
- 犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組
- 支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実
- 犯罪被害者支援を担う人材の育成及び確保
- 府民理解の増進
- 学校における教育の充実

### 3. 具体的施策

#### (1) 生活再建のための経済的支援等への取組

犯罪被害者等が、被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、被害者の状況に応じた支援サービスを適切にもれなく活用するため、支援調整会議を設置し、コーディネーター（社会福祉士等）を中心に府、警察、市町村、民間支援団体等関係機関が一体となって、被害者等の生活再建を支援します。

#### (7) 日常生活の支援

##### (イ) 居住の安定

##### (ロ) 雇用の安定

##### (ハ) 経済的負担の軽減

## (2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組

犯罪被害者等が被害を受けた直後から、早期に精神的・身体的被害に対しての被害の状況に応じて、被害者の希望する場所で適切な治療やカウンセリングを受けることができるよう被害者等へ寄り添うとともに、必要に応じて既存の支援制度へと切れ目なくつなぎます。また、再被害への不安や二次被害に被害者等が苦しまないよう十分な配慮と支援を行います。

(7) 児童虐待被害者に対する支援の充実

(イ) ストーカー被害者に対する支援の充実

(ロ) DV被害者に対する支援の充実

(ハ) 性犯罪暴力被害者に対する支援の充実

(ニ) 京都府自殺ストップセンターの支援の充実

(ホ) 刑事手続参加への支援の充実

(ヘ) 心身に受けた影響からの回復

(ニ) 家族等に対する支援の充実

(ケ) 安全の確保

(コ) 保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援

(セ) 損害賠償請求に関する情報提供の充実

(シ) 報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた者への支援及び防止への取組

## (3) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

犯罪被害者等がどこに住んでいても、安心して支援を受けられるように京都府、警察、市町村、民間支援団体等が一体となって支援する仕組みを構築するとともに、被害者等を支援する人材の確保と育成に努めます。また、被害者が多数になるような大規模な事案が発生した場合に、直ちに支援の体制を整えることができるよう、関係機関と定期的に意見交換を行い、連携体制の強化を図ります。

(7) 大規模な事案における支援の充実

(イ) 府内に住所を有しない者等への支援

(ロ) 民間支援団体への援助

(ハ) 犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実

(ニ) 人材の確保及び育成

(b) 市町村におけるワンストップ窓口等の充実

(4) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組

犯罪被害に遭って、支援が必要であるときにも声を上げられない被害者を置き去りにしないために、被害者が助けを求めやすい環境を整備するとともに、被害者等が置かれている状況を府民一人ひとりが自分事として理解し、寄り添い、社会全体で支える気運の醸成を図ります。

(7) 二次被害を生じさせない配慮、教育、広報の促進

(i) 学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進

(v) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

(I) 各種相談窓口・支援窓口の広報等

※ 具体的施策の内容は別紙のとおり

## ～ 第5章 計画の推進 ～

### 1 推進体制の整備

#### (1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

##### ア. 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

- 条例（第5条）に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられている。
- この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとする。

##### イ. 京都府による計画の推進

- 京都府では、府民が自ら参加して進める犯罪のない安心・安全なまちづくりへ向け、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部庁内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を推進

##### ウ. 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

- 自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力をを行うとともに、子育て支援等様々なNPO活動の中に防犯の視点が取り入れられるよう連携を進める。
- 計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供等を行う。

##### エ. 「セーフコミュニティ」(※)による推進

- 事故や犯罪などは、防止のためのプログラム作成と実施により予防可能であるというセーフコミュニティの考え方に基づいて、データ等に基づき地域の課題を抽出し、その原因を究明することにより、京都府、市町村、地域住民、NPO、関係民間団体など、既存の多くの主体の協働により、府民の全てが健やかで元気に暮らすことができるまちづ

くりを進める。地域住民が主体となって取り組むセーフコミュニティの考え方に基づく地域防犯活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化  
(※) 1970年代にスウェーデンの地方都市で始まった「安全なまちづくり」の取組。北欧の周辺国を経て世界の各国に広がり、1989年に認証制度開始。世界で400以上の自治体やその一部が認証されており、亀岡市が平成20年に日本で初めてWHOの認証を取得(H20.3)、再認証(H25.2)、再々認証(H30.11)

#### オ. 大学等と連携した推進

- 大学のまち京都の特性を活かし、地域社会の一員としての大学・学生の防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化
- 犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題等、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進

#### カ. 企業等と連携した推進

- 重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業者や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進

### (2) 再犯防止施策の推進

#### ア. 京都府再犯防止推進ネットワークによる推進

- 再犯防止施策の推進については、当事者の課題を共有する研修会や分野別の各種協議会等の参画団体である刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関等とのネットワークを活かして、地域の実状に応じた支援等の取組を推進

#### イ. 京都府による計画の推進

- 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」において、再犯防止施策を推進するためのテーマ別会議を設置し、刑事司法機関等と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて推進するとともに、出口支援の強化と併せて刑事手続の入口段階における処遇の改善へ向け、現場で当事者に接する機会が多い警察と市町村及び福祉団体等との連携を強化

#### ウ. 市町村や関係機関との連携

- これまでDV、児童虐待、非行防止、薬物乱用防止等の各分野において取組を実施してきたところ、何らかの理由により適切な支援につながってこなかったことに起因して、非行や犯罪をした者が、再び犯

罪に関わることがないように、国、市町村、警察、福祉医療関係機関や民間協力者等が重層的な支援を実施

### (3) 犯罪被害者等の支援

#### ア. 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

- 被害者のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成

#### イ. 京都府による計画の推進

- 「京都府犯罪被害者等支援条例」の施行を契機として、被害者等への支援を具体的な項目として計画に掲げ、それぞれの課題を明確にして施策を進める。
- また、新たに設置した支援調整会議を通じて関係機関の連携を強化するとともに、支援を通じて得た気づきや支援サービスの掘り起こしを関係機関と共有し、被害者等へのよりきめ細やかな支援の充実を図る。

#### ウ. 市町村や関係機関との連携

- 複雑多岐にわたる犯罪被害者等が抱える課題に対して、京都犯罪被害者支援センターに配置したコーディネーター（社会福祉士等）を中心に、関係機関が一堂に会して支援計画を協議する支援調整会議に市町村職員が中長期的支援の主体者として参画することにより、刑事手続き等専門的知識を要する被害者の相談に対する担当者の不安を解消するとともに、支援機関と市町村の関係課とのネットワークを構築し、更なる支援の充実を図る。

## 2 施策の実施

計画の推進に当たっては、第1章に定める「計画の基本的な考え方」を踏まえて、当該計画期間にあっては、重点事項に関する事業を推進する。

計画の進捗状況については、重点事項に関する事業を軸として、様々なデータや事業担当者だけでなく、事業受益者からの声等を踏まえて、毎年度、外部委員と担当行政機関で評価し、必要に応じて施策の見直し等を行う。

第2章				具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
基本方針	1			<p><u>府民が安全に、安心して暮らせる犯罪のない地域社会を実現するためには、その基盤となるコミュニティの重要性を認識し、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていく必要があります。</u></p> <p>また、犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、府民、企業、NPO等が一体となって、先端技術を活用しながら、犯罪が起こりにくい地域環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件以下を目指し維持するとともに、府民の生活を脅かす新たな脅威（犯罪）に対して取組んでいきます。</p>	<p>・本計画ではこの5年間で何をやるのか、基本方針及び目標を明確にして、過去5年間に取り組んできた課題を整理し、課題を絞り込み、具体的課題に取り組んでいくことが望ましい。</p> <p>・総論として5年計画実施後の目標を設定し、各年度の具体的計画に重点施策を明示し財政的基盤を確保し実施し、次期年度具体的計画設定前に検討委員会と担当行政機関で評価し、それを踏まえて次年度の具体的計画に活かすシステム構築が必要ではないだろうか。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和され始めて、これまでとは異なる形態の突発的犯罪現象が散見されるようになっており、その背景に社会的孤立の深刻化を推測させるような事件が発生している。</p> <p>・安全という局面では、物理的、機械的、電子的なものが功を奏しているのだと思うが、その両方相まってのことだと思う。2022年後半ぐらいから、刑法犯認知件数は増加傾向にある。警察庁発表の速報値からは、刑法犯認知件数は、2022年の20%以上増加すると予想される。統計数字に一喜一憂しない腰の座った施策が必要である。</p> <p>・京都府の計画も策定して終わりではなく、これからのにも繋げていけるような計画づくりを目指していきたいし、どの世代にも理解しやすいものにする必要がある。</p> <p>・エリア・コミュニティの脆弱化には、家族・隣人等、人間関係の変容という社会基盤の揺らぎがあり、様々な試みがなされているがその課題解決には至っていない。しかし、「安心・安全なまちづくり」を推進するためには、構成員の公共に対する協力が前提であるが、現在、地域社会に求められる負担の増大と担いうる人材不足のジレンマは解消されていない。ここでは公務員・府民・民間団体における防犯に関する担い手の確保・人材育成を検討することは必須の課題である。</p>	<p>基本目標は、平成17年の当初は数値目標なし、平成22年改定時は刑法犯認知件数3万件台半ば、平成26年改定時は3万件以下、平成31年改定時は1万5千件以下で設定した。</p> <p>刑法犯認知件数は、令和2年1月に日本で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、約3年間、外出制限等が実施されたこともあり、令和元年と比較して、令和2年及び3年は大きく減少した。</p> <p>しかし、令和4年から徐々に制限が緩和され、コロナ禍前の日常を取り戻しつつある中で、人流の増加に伴い、令和4年は、統計史上最少を記録した令和3年の10,483件より微増し、本年についても、6月末時点で前年同期比14%増加となっている。</p> <p>このような状況を鑑みると刑法犯認知件数については、今後の到達点が予測できず、数値目標の設定が困難であることから、基本目標では明確な数値目標を定めずコロナ禍以前（令和元年：15,136件）及び現在（昨年：10,578件）の刑法犯認知件数と京都府総合計画で2026年までの目標数値として「刑法犯認知件数15,000件以下を維持」を掲げていることを根拠に「刑法犯認知件数1万5千件以下を維持する」とこととした。</p> <p>基本的には令和元年までの減少傾向を見据え、刑法犯の総量抑制に視点を置くのではなく、府民の不安を解消し安心につながる、個別に抑止対策が必要な犯罪に重点的に対応することとし、現時点では特殊詐欺、性犯罪、侵入窃盗、自転車盗、サイバー犯罪を対象として本計画にも重点的に取り組むこととしている。</p> <p>また、犯罪が起こりにくい地域環境づくりとして、次世代を担う防犯ボランティアの参加促進、活動の活性化にも取り組むほか、今後5年間の動向に合わせて個々に対応する必要がある犯罪態様については、その時点での状況を見ながら柔軟に対策を行うこととするもの。（安心・安全まちづくり推進課、警察本部）</p>	関係課	

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
「府民協働防犯ステーション」の更なる活性化と新たなコミュニティの形成による地域防犯力の向上	3	(1)	(7)	a	<p>府民協働防犯ステーションによる多様な防犯活動の成果や良好事例の共有化等により、関するステーション活動の更なる活性化に向けた支援を継続して行います。</p> <p>また、ステーション活動に参加する方の裾野を広げるとともに社会の変化に応じた新たなコミュニティを形成することにより、地域防犯力の向上を推進します。</p>	<p>・今まで行われてきた地縁をベースとし、交番を一つの核とした取組は今後も重要であることに変わりなく、加えて次世代にどのように防犯を市民による活動として繋いでいくのか、この5年の大きな方向性、試みをしっかり提案していく必要がある。</p> <p>・地域コミュニティの再生の問題や公民館活動について、防犯から切り込んでいくというのは難しい面があるが、包摂社会形成のためには、更に活性化する必要がある。警察が持っている大きな資源である駐在所・交番があり、府民協働防犯ステーションを継続して取り組んでいるので、この取組を地域の中で、さらに発展させることが、非常に重要である。</p> <p>・連携の部分でいうと、町の協議会である防犯推進協議会が、交番ごとにある防犯ステーションとしっかりと連携できているかは、検証しないといけない。</p>	<p>地域の自主防犯意識の向上を促し、地域防犯力の向上に繋げるため、今後もステーション活動を更に活性化させるもの。（警察本部・地域課）</p> <p>警察、行政、地域住民、事業者等が一体となって、地域の力で犯罪の抑止に取り組む基盤として、府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所設置を進めたことにより、コミュニティ形成に寄与するなど、地域の防犯力を高め、刑法犯認知件数の減少など一定の成果が認められたことから、さらなる継続による活性化を目指すもの。（安心・安全まちづくり推進課）</p>	安心・安全まちづくり推進課 府警本部・地域課	
ビューティフル・ウィンドウズ運動による美化活動の推進	3	(1)	(7)	b	<p>割れ窓理論実践運動による美化活動に加え、これまでの割れ窓理論実践運動から一歩進んだまちの美化活動を推進することで、犯罪が起こりにくい安心・安全が目に見える地域環境を創出します。</p>		<p>落書き消し等の割れ窓理論実践運動、さらにそれを発展させたまちの美化活動にともない、地域の各家庭に花ポットを置いて登下校時に水をやる活動等のビューティフル・ウィンドウズ運動など、防犯活動を手軽に実施でき、継続も可能であることから、さらなる周知徹底など支援を行って活動拡大を図る。一つ下の施策と内容が重複するため削除。（安心・安全まちづくり推進課）</p>	安心・安全まちづくり推進課 府警本部・地域課	
「ながら」防犯パトロールの推進 現役世代や学生等のボランティアへの参加促進	3	(1)	(7)	e-b	<p>ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、これまでボランティア活動に縁のなかった世代が、日常生活の中で防犯活動への参加する機会を増やすとして、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールを推進し、防犯活動に取り組む人材の裾野を拡大します。</p> <p>現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、防犯ボランティア団体に所属しなくても日常生活を通じて気軽に、また楽しみながら取り組むことができる「ながら防</p>	<p>・地域コミュニティの再生においては、地縁に加えてテーマ型の活動や趣味の縁、食で繋がる縁、新たな縁をつないでいくような活動に防犯の視点から目を向けることが大切。</p> <p>・防犯ボランティアに関心のある学生も多いが、学生が参加をしようと思ってもアクセス方法がわからず、情報がないことに困っている。学生が参加しやすいような形で学校にも協力いただき、ボランティアを集めていくのどうか。</p>	<p>ボランティアの高齢化や減少への対応策として、日常生活の中で気軽に活動できる「ながら」防犯パトロールが、これまでボランティア活動に縁のなかった世代の取り込みに必要となってきている。これまで様々なステーションで「青色防犯灯付自転車パトロール」「わんわんパトロール」等の「ながら」防犯パトロールが実施されているところであり、今後の幅広い世代でのボランティア参加者の拡大に向けて、さらなる活性化を図る必要がある（安心・安全まちづくり推進課）</p>	安心・安全まちづくり推進課 警察本部・生活安全企画課	



第2章		具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
		<p><u>犯」や「ながら見守り」について、更なる広報を推進します。</u></p>	<p>・防犯推進委員の活動は、やっぱり楽しくなければ、なかなか広がっていかないし、続かない面もあるので、その辺りをひと工夫できたらと考えているが、とにかくボランティアを増やす、若返らせるというところにポイントをおきたい。</p> <p>・ロックモンキーズが YouTube でメンバー募集しているけど、いかんせん見てもらえていない。もっと世間に知らしめる、何かもう少し裾野を広げることが必要であり、防犯推進委員においても、町内会からお願いするのも一つの手段だと思う。市民新聞などの媒体も使ってリクルートしていけたらよい。</p> <p>・最近、身近でよく聞くが、町内会を抜ける方が増えてきている。そういった中で、<u>どのようにしてボランティアを増やしていくのが課題であり、防犯推進委員にならないとボランティアに参加できないということになれば、荷が重いので、「こういうイベントがあるから手伝ってくれる人を募集する。」</u>というような形で、その地域の交番にチラシが貼るなど、<u>軽い形で参加できるようにすることが重要である。</u></p> <p>・高齢ボランティアの方々には教育側に回ってもらって、もう少し若い年代に浅くでもよいので幅広く活動してもらいたい。</p> <p>・ボランティアの裾野を広げ、人数を増やしていくことは、防犯に繋がる。今、高校生サイバー防犯ボランティアがいて、小学校への授業の支援活動を行っている。この高校生ボランティアは特殊詐欺の勉強をしていて、実際にコンビニのバイトで特殊詐欺被害を未然に防止した事例があるが、この活動に参加し、特殊詐欺について勉強していなければ防げなかった。このような形でボランティアに関わる人が増えると、犯罪を止められる人、犯罪を知っている人が増えるという側面も出てくるので、次世代を育成していくことは重要である。</p> <p>・就職してからも、どっぷりではなく、部分、部分で関</p>			

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
						<p><u>われるボランティア活動があるなら、学生は関わりたいと思ってくれるのではないかと。部分、部分で関わられるような制度を作れたら、活動する人の年齢が下がり、裾野が広がると思う。</u></p> <p>・ボランティアを増やすためには、活動に参加してみようかと思わせるような要素が必要である。</p> <p>・今年も学生の防犯ボランティアを募集しているが、昨年と比べ、半分ぐらいしか集まっておらず、実際に活動に参加してくれるメンバーも本当に少ない状況である。</p> <p>・ボランティア活動には、楽しそうだなって思うものもあれば、活動によってはそうでないものもある。ボランティア活動に参加してもらうには、楽しめる要素が必要であると思う。</p>			
防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化	3	(1)	(7)	d c	<p>現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、既存ボランティアの活動についてを顕彰する「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」等において積極的に顕彰し、その受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を推進検討していきます。</p> <p>また、現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、防犯ボランティア団体に所属しなくても日常生活を通じて気軽に取組むことができる「ながら防犯」や「ながら見守り」についての広報を推進していきます。</p> <p><u>地域コミュニティの活性化は、どの分野においても課題であり、まちづくり協議会等を設置し、地域住民自らがテーマを設定した活動を組み合わせて、複数の自治会で取り組んだりする新たな</u></p>	<p>・コロナ禍で様々な行事が減ったが、昨年からお祭りや地域の行事などがコロナ前と同じような形で復活してきており、<u>地域の力はまだまだ強いという思いを持っている。一方で、防犯ボランティアの高齢化と固定化という問題があり、次の世代にどのようにバトンを渡していくのが重要である。</u></p> <p>・ロックモンキーズのような大学生だけでなく、そこに高校生も含めて、若手の活動を重点的に支援してはどうか。単に大人の都合で動くのではなく、もっと生き生きと動けるように、あまり大人は口出しせず、場所と予算について支援し、繋がりも作っていくのがよい。</p> <p>・ロックモンキーズの活動は京都市内中心であるが、高校はどのエリアにもあるので、高校生によるボランティア活動は期待できる。</p> <p>・これからは、地域の安心、安全を守るためには、地域の皆さんに一人でも多く関心を持っていただき、もう少し活動に協力していただけたらという思いを持っている。</p>	<p>自主防犯活動の活性化に向け、地域住民・学生等の様々な防犯ボランティアに対する活動を支援し、自主防犯活動の更なる活性化を実現させる必要がある。</p> <p>地域安全活動のリーダーである防犯推進委員は自主的・実践的な活動を推進しており、その活動内容は、防犯パトロールから通学路等における危険箇所の点検、地域安全情報の伝達、地域子ども見守り活動等、非常に幅が広く、これら各種活動の活性化を図る上で、防犯腕章や夜光チョッキ等の活動用装備品の整備及び活動に伴う不慮の事故等に備えた委員に対するボランティア保険の加入支援等が必要不可欠である。</p> <p>また、学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」は若さと行動力で各種防犯活動を積極的に展開しているが、活動しやすい環境を作るために、活動旅費や通信費等支援するほか、研修会を通じたスキルアップを図る必要がある。</p> <p>さらに、青色防犯パトロール活動への支援として、活動物品の支給、研修会の実施など活動の活性化を図る必要がある。（警察本部・生活安全企画</p>	<p>警察本部・生活安全企画課 安心・安全まちづくり推進課</p>	

第2章					具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
					<p><u>な</u>試みをする地域や、<u>従来からの自治会の活動が充実している地域もあることから、市町村の地域コミュニティの取組と連携して、安心・安全なまちづくりを進めていきます。</u></p>	<p>・防犯ボランティアの方から、打合せをする場所がない、お茶代も自己負担という声を聞き、マクドナルドを従業員割引と同じ値段で利用できるよう定期券を配布したが、2019年からCOVIDで一切の活動ができなくなり、定期券の利用が70%減った。COVIDがなくなると、ボランティア活動を再開しようとしても、ボランティアの人員確保に厳しい部分がある。</p> <p>・防犯推進委員は、ボランティア活動に大きく関わっているが、コロナ禍で活動があまりできていないという課題がある。経験をお持ちの高齢者の方が、若手にトレーニングをしていただけるような環境をつくれたらと思う。</p> <p>・少し前まで鍵-1グランプリという、高校生が主体となり、各学校で自転車の鍵かけ率を競うイベントがあったが、高校生がすごく盛り上がり、高い実施率であったので、例えば高校生をロックモンキーズの下部組織みたいな形にするのはどうか。</p> <p>・与謝野町のような小さな自治体では、町が防犯推進協議会の事務局を持っていて、メンバーは充て職になっている。自治会の区長、PTA役員、民生委員などといった方々が防犯推進協議会を維持しているが、もう本部役員の担い手がいない。まず今ある組織をどう維持していくかが重要。</p>	<p>課)</p> <p>地域の防犯力向上に向けて、住民等が一体となった自主防犯活動を推進していく必要がある。</p> <p>そして、子供見守り隊が活動するうえで、活動用資機材の支援・整備は必要不可欠であるため、継続した支援が必要である。</p> <p>また、実践型講習会は、ボランティアの防犯活動の効果を上げるために、非常に効果的であり、講習会において実施したアンケートでは、ほとんどのボランティアが有意義であった旨回答していることから、継続支援の必要性が認められる。</p> <p>防犯ボランティアの参加促進に関する内容はひとつ上の施策と重複するため削除。(安心・安全なまちづくり推進課)</p>		
事業者による防犯CSR活動への支援	3	(1)	(7)	e d	<p>事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京(みやこ)すぐメール」の登録勧奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯CSR活動を支援します。</p>	<p>・企業のCSR活動について、警備会社であれば防犯ボランティア活動を行いやすいと思うが、飲食や旅行会社だと、関係性がわからず、ハードルが高くなるので、その辺りを上手く広報することが重要である。各所にある商工会議所などを使って、宣伝してもらおうのも一つの手段だと考える。</p>	<p>既存の防犯ボランティア団体には高齢化や固定化等の問題が生じているところ、防犯ボランティア活動の担い手として、防犯CSR活動を行う事業者が重要であることから、同活動への支援を行い、同活動の活性化を図る必要がある。(警察本部・生活安全企画課)</p> <p>既存防犯ボランティアの固定化や高齢化問題の状況打開策の一つとして、重要視されている事業者による防犯CSR活動に対する支援が必要である。(安</p>	警察本部・生活安全企画課 安心・安全なまちづくり推進課	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
大学による自主防犯対策の推進	3	(1)	(7)	f-e	京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上方策等についての推進し検討を行います。また、新入生、学生向けマンション業者などへの啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盗被害防止啓発活動等、大学による自主防犯対策を推進します。		心・安全まちづくり推進課) 大学生の防犯・交通安全意識の向上等を目的に、平成25年に「京都府大学安全・安心推進協議会」が設立され、同設立以降、自転車盗など大学生が被害者となる犯罪は年々減少傾向にあったが、令和4年は増加に転じており、大学のまち京都の更なる安全・安心を実現させるため、大学の自主防犯対策への支援及び活性化を図る必要がある。（警察本部・生活安全企画課）	警察本部・生活安全企画課	
交番・駐在所機能の充実・強化	3	(1)	(1)		交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。		府民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、地域住民の身近な所にある交番・駐在所等の機能を充実・強化する必要があり、交番・駐在所等の再編整備、交番・駐在所施設の利活用等による地域コミュニティの強化等により、地域の防犯力を高め、将来にわたってより高い水準の治安を守る必要がある。（警察本部・地域課）	警察本部・地域課	
広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全フォーラムイベント等の開催	3	(1)	(9)	a	全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民、企業、NPO等と協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたフォーラムイベントを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。	・防犯推進員の主催する集まりについて、集め方や内容がマンネリ化していないか見直す必要があるのではないか。 ・「楽しさ」はすごくキーワードだと思う。ボランティア活動に楽しさがどれだけあるかが重要。京都府でもスポコンという取組があるが、ごみ拾いをスポーツ感覚にというもので、これは一つの良いヒントである。防犯推進のために集まり、そこに参加することが大きな目的であるが、例えばスポーツ感覚など、何か新しいボランティア参加の形みたいなものを作っていけたら面白いし、一つのモデルになると思う。	全国的な取組として、期間を定めて地域安全活動を強化する全国地域安全運動に合わせ、一般府民が参加可能な防犯イベントを開催し、効果的な啓発活動を行うとともに、同イベントを通じて防犯ボランティア活動や企業による防犯CSR活動を広く府民に広報し、これら自主防犯活動の活性化を図る必要がある。 また、効果的な被害防止ポスター・チラシの作成・配布によって注意喚起を行い、府民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の促進を図る必要がある。 さらに、事件情報や被害の防止対策等にかかる情報について、「防犯・犯罪情報メール」「犯罪・交通事故情報マップ」や「Yahoo!防災速報」を始め、防犯CSR活動の普及促進に向けた取組の一環として運用している「京（みやこ）すぐメール」など各種広報媒体を活用し、効果的な情報発信を行うことで、	警察本部・生活安全企画課 安心・安全まちづくり推進課	
自主防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動の実施	3	(1)	(9)	b	被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。			警察本部・生活安全企画課	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章	具体的施策（素案）				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
防犯関係情報の効果的な発信	3	(1)	(ウ)	c	各地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑止するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。		府民の自主防犯意識の高揚と関係機関・団体及び事業者の防犯活動を促進していく必要がある。（警察本部・生活安全企画課） 府民防犯旬間に合わせて、警察や防犯推進員等との協働により各所で広報啓発を実施することで、広く府民に広報し、多くの府民に自主防犯に対する意識を持ってもらう必要がある。 また、府民参加型のイベントを実施することでボランティア活動の活性化を図っていく。（安心・安全まちづくり推進課）	警察本部・生活安全企画課	
企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の運用	3	(1)	(ウ)	d	府内の企業等やNPO事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯CSR活動の促進を図ります。			警察本部・生活安全企画課	
可搬型デジタルサイネージの運用	3	(1)	(ウ)	e	可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。		前記（1マス上）に同じ	警察本部・生活安全企画課	
犯罪情報分析システム「犯罪・交通事故情報マップ」の効果的な運用	3	(1)	(ウ)	f	被害場所等の特徴や傾向を一目で把握できるように、GIS（地理情報システム）を活用した情報発信を行います。 GIS（地理情報システム）を活用した「犯罪・交通事故情報マップ」を府庁ホームページに公開します。		令和3年10月1日から提供を開始した「犯罪・交通事故情報マップ」による情報提供を引き続き実施し、府民の防犯意識の向上を図る必要がある。（警察本部・生活安全企画課）	警察本部・生活安全企画課	
予測型犯罪防犯システム予測精度向上に向けた調査・研究	3	(1)	(イ)		平成28年10月から運用を開始した予測型犯罪防犯システムは、京都府警察が独自に開発した算法により、特定罪種の将来の犯罪発生の可能性の高い時間と場所を予測することで、先制的な抑止・検挙活動が行えるシステムであり、犯罪予測エリアを踏まえたパトロール地図を作成して、防犯ボランティアとの合同パトロール		平成28年10月から運用を開始した犯罪防犯システムは、当府警が独自に開発したアルゴリズムにより、特定罪種の犯罪発生リスク分析を行う全国初の取組である。先制的なパトロールや府民との協働活動、情報発信に加え、早期検挙による犯罪の悪質・凶悪化の未然防止に資する犯罪の抑止・検挙ツール	警察本部・刑事企画課・生活安全企画課	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章				具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
犯罪防衛システムを活用した犯罪抑止対策の推進				<p>にも活用しています。更なる予測精度向上に向けた取組として、調査・研究を継続して行い、AIも含めたシステムの適応及び予測対応罪種の拡充を目指します。</p> <p><b>犯罪発生リスクの高い場所を分析する犯罪防衛システムを活用して、犯罪発生リスクが高いエリアの先制的・重点的なパトロール、防犯ボランティアとの合同パトロール、府民が犯罪に遭わないための効果的な情報発信等を行い、犯罪抑止、検挙活動を強化します。</b></p>		<p>であり、引き続き安心・安全なまちづくりに貢献する基盤システムとして運用を継続する必要がある。</p> <p>（警察本部・刑事企画課）</p>		
防犯環境の整備による地域防犯力の向上	3	(1)	(7)	<p>「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場の明るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。</p> <p>防犯カメラについては、地域住民や事業所等が防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情勢分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。</p> <p>また、警察、市町村、企業事業者等の連携のもと、最近急速に需要が高まっているドライブレコーダーや新たなデジタル技術を活用したまちの見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。</p>		<p>周囲から見えにくい場所等の危険箇所の改善は、犯罪の未然防止のために必要である。特に防犯カメラは、危険箇所に設置することで防犯効果の向上が期待されるが、効果的な運用を行うためにも、京都府警や京都府による助言が必要。</p> <p>また、防犯カメラの促進と合わせて、ドライブレコーダーやGPS機能等のデジタル技術を活用したまちの見守り等の取組に対する支援を行っていく必要がある。</p> <p>（安心・安全まちづくり推進課）</p>	<p>警察本部・警務課・生活安全企画課・市警察部企画課</p> <p>安心・安全まちづくり推進課</p>	
児童虐待防止のための総合対策の実施	3	(2)	(7)	<p>急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。</p> <p>（未然防止）</p> <p>・医療機関連携や地域団体、NPO等による育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援</p>		<p>急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進する必要がある。</p> <p>（家庭支援課、こども総合対策課）</p>	<p>家庭支援課</p> <p>警察本部・少年課</p> <p>こども・青少年総合対策室</p>	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、市町村、NPO等が実施する子育て講座等の充実</li> <li>・養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援</li> <li>・虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等） （早期発見・早期対応）</li> <li>・児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等</li> <li>・児童相談所、市町村、関係機関等職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実</li> <li>・産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修</li> </ul>				
児童虐待防止のための更なる連携体制の強化	3	(2)	(イ)		関係機関の更なる連携体制の強化に向け、 <u>継続的な児童虐待対応地域連携会議の開催設置</u> 等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めていきます。		児童虐待事案は高止まり傾向にあることから、虐待死や重篤な虐待を未然に防止するため、引き続き関係機関との情報共有及び連携の強化が必要となる。（警察本部・少年課）	家庭支援課 警察本部・少年課	
子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施	3	(2)	(ウ)	a	子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身につけるための体験型地域安全マップづくりや、声かけされた際の対応（ランドセル等を背負ったまま逃げる、誘いを断るなど）等、従来の防犯教室をより起こりうる現実に近い手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。		子どもの誘拐等凶悪事案の防止のためには、見守り活動が必要であることはもちろん、子ども自身に危険と判断できる能力、それに対処する能力を身につけさせる必要もある。危険箇所であるか否かを判別するための景色読解力向上等のため、まちあるきによる危険箇所の発見を行う地域安全マップづくりを継続して実施することが必要なほか、実際に声かけ等の被害に遭った際にどう対処するのかを子ども達自身に訓練として実践させることで、危機回避能力を向上させることが必要である。 （安心・安全まちづくり推進課）	安心・安全まちづくり推進課 警察本部・生活安全企画課	
子供見守りボランティアに対する支援の実施	3	(2)	(ウ)	b	子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供等を行うことで活動を支援します。	・子ども見守りボランティアは宝であり、この子供見守りボランティアについて、もう一度、その意味や価値を地域で考え直す必要がある。	子供の登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供等を行うことで活動を支援する必要がある。（安心・安全まちづくり推進課）	安心・安全まちづくり推進課	

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
「こども110番のいえ」の活性化	3	(2)	(ウ)	c	点検活動の実施と平行して活動要領マニュアルを配布配付するなど、「こども110番のいえ」の活性化を図ります。	<p>・「こども110番のいえ」が町の中にたくさんあるということは、抑止という面で重要である。抑止の力を府民参加で作っていくツールとして、「こども110番のいえ」は非常に有効だと思うので、しっかりと現状を見極めながら、戦略的に継続して取り組んでいただきたい。最近おしゃれなお店や家も増えてきたので、プレートを貼りたいと思えるようなデザインにそろそろ見直してみてもどうか。</p> <p>・「こども110番のいえ」の登録が少ないところを増やしていけたらよい。仮に企業や商店が少ないという分析結果であれば、商店を中心に増やしてくのも一つの見守りの方法であるし、家庭が少ないのであれば、家庭を中心に増やしていけばよいと思う。</p>	「こども110番のいえ」は、空き家への設置等が課題とされていたことから、平成28年に緊急対策として見直しを図ったが、今後も継続的な実態把握のため、定期的な訪問活動が必要である。（警察本部・生活安全企画課）	警察本部・生活安全企画課	
スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援	3	(2)	(ウ)	d	市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。		<p>京都府教育委員会では、平成17年度から警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、府内全小学校区への巡回指導を実施することで、学校安全ボランティア（スクールガード）の活動を支援。平成21年度で従前事業は終了。</p> <p>平成22年度から各市町村が主体となって実施している。スクールガード・リーダーの配置や子どもの見守り活動等の取組に対し、支援している。（国1/3、府1/3、市町村1/3の補助金）（教育委員会保健体育課）</p>	教育委員会保健体育課	
教員等の防犯能力の向上	3	(2)	(ウ)	e	教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、 <u>学校の安全管理の指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校における安全教育を充実させます。</u>	<p>・<u>学校の安全については、学校ごとにマニュアルを作り、様々な訓練がなされているが、京都府内の学校ごとにマニュアルが機能しているかどうか検討を促すような仕組みが必要ではないだろうか。府内の小学校、中学校の安全は保たれているのか、を教育委員会等が検証していく必要がある。</u></p>	<p>学校において安全教育と安全管理を進める中で、子どもたちに危機予測・回避能力を身につけさせ、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を培うため、学校安全にかかわる3領域（生活安全（防災）・交通安全・災害安全）の内容を実施する必要がある。（教育委員会保健体育課）</p>	教育委員会保健体育課	
通学路の安全確保	3	(2)	(ウ)	f	学校、警察、地域住民等による防犯の観点からの通学路の緊急合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりや「こども110番のいえ」設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を	<p>・教育の単位エリアとコミュニティの単位エリアの変化がどのように影響するのか、交番の管轄するエリアとの関係なども出てくると考えられるが、そのあたりをよく見ながら教育の部門とも連携し、5年、10年先を見据えた取組が必要である。</p>	<p>通学路の安全確保のため、新潟の女児殺害事件等を契機に策定された国の登下校防犯プラン（平成30年6月22日付）に基づき、防犯の観点からの通学路の緊急合同点検を実施した。その結果を踏まえ、改善していくことが必要である。</p>	教育委員会保健体育課 警察本部・生活安全企画課	



第2章				具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
				<p>策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。</p> <p>また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。</p>		<p>また、この種事案の防止のためには不審者情報等の共有と、保護者等に対するタイムリーな情報提供も必要である。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課</p>	
<p>非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進</p>	<p>3</p>	<p>(3)</p>	<p>(7)</p>	<p>少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。</p> <p>また、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。</p>	<p>・18歳未満の者に対するフィルタリングについての説明が少しおざなりになっている部分があり、ショップでフィルタリングの中身を説明する前でも、親が拒否するにつけない場合が多く、その結果、子どもが性犯罪に巻き込まれるケースも出てきているので、キャリアで何か対応できる部分もあると思う。</p> <p>・<u>G I G A端末を使って、何かを検索するなどの授業をする機会があると思うが、その中で本当に正しい情報なのかどうかという判断ができていないので、情報モラル教育で正しいものを見極め、ファクトチェックをしていくという部分の教育も今後していかなければいけない。</u></p> <p>・子供らがG I G A端末を持ち始めて、早いところで3～4年経つが、<u>学校に聞くと、授業中に端末のカメラ機能を使って撮影する子がいて、それをさらにクラスでばらまくというトラブルもあるので、機器の使い方や、どのようなことをしたら犯罪になるのか、ということもしっかりと教えていかなければいけない。</u></p>	<p>スクールサポーターは平成20年度から運用開始。平成24年度から全公立小中学校で非行防止教室を開催しているが、非行の低年齢化や薬物乱用等の新たな課題を受け、公德心を醸成すべく、更なる充実が求められている。（警察本部・少年課）</p>	<p>警察本部・少年課</p>	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
児童の性被害防止対策の推進	3	(3)	(イ)		<p>街頭補導、サイバーパトロール、各種相談等あらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、被疑者の発見・検挙を行います。</p> <p>また、青少年の健全な育成に関する条例を一部改正において、自画撮りの要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生らによる接客を売りにした「JKカフェ」「JK散歩」等の有害役務提供営業）の規制を行うとともに、広報啓発を行うことにより、児童の性被害防止を推進します。</p>		<p>SNS等に起因した児童の性被害事犯が全国的に高止まり傾向にあり、児童に対するインターネットリテラシーの向上に向けた広報啓発、被害児童の発見・保護、児童を性的搾取する悪質被疑者の検挙が急務である。（警察本部・少年課）</p>	こども青少年総合対策室 警察本部・少年課	
消費者被害の防止の推進	3	(3)	(ロ)		<p>成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、若年者高校生を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。</p>		<p>2022年4月の民法一部改正（成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進する必要がある。（消費生活安全センター）</p>	消費生活安全センター	
刑事法改正に伴う制度周知のための研修等の実施	3	(4)	(7)	a	<p>近年の性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため改正・整備された刑法、刑事訴訟法等の規定内容を被害者と接する職員等がこれをよく理解し、適切に対応できるよう研修等を実施します。</p>		<p>令和5年7月に、強制わいせつ罪、強制性交等罪の改正、性犯罪についての公訴時効期間の延長等、刑法及び刑事訴訟法の一部改正等が実施されたことから、その内容を広く一般に周知するとともに、被害者等に対して適切な対応ができるよう、現場職員等は法改正の内容について把握しておく必要がある。</p>	警察本部・刑事企画課、人身安全対策課	
教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	3	(4)	(7)	b	<p>子どもの発達段階に応じた教育や情報リテラシー、情報モラルの向上等に関する学校・企業等が連携した体験型講習講座を取り入れた防犯教育等の実施のほか、や広報啓発を実施することで、社会全体の意識改革及び性暴力の予防に努めます。</p> <p>また、スマートフォン等による犯罪発生の地図情報を活用した情報発信や女子大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。</p>		<p>性犯罪・性暴力等の根絶のためには、それが個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることについて、社会全体で認識を共有する必要があるため、子どものときから、発達段階に応じた教育や啓発を継続的に行うことによる社会全体の意識改革が必要不可欠である。</p>	警察本部・生活安全企画課、人身安全対策課、サイバー企画課 安心・安全まちづくり推進課	
インターネット上	3	(4)	(7)	c	<p>サイバーパトロールにより、子どもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込み発</p>		<p>性犯罪、性暴力の被害をめぐる状況は、デジタル技術に進展を始めとする急速な社会の変化等に伴</p>	警察本部・少年課、サイバ	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章					具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
の性暴力等新たな課題への対応					見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を強化することで SNS に起因する被害の防止を推進します。 また、児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、サイト管理者等に対して削除依頼を実施し、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を推進するなど、デジタル技術に進展に伴う新たな課題に対応します。		い、日々変化しており、現状を適切に把握しつつ、迅速に対応していかねばならない。そして、近年、子どもの SNS に起因する被害等が課題となっていることから、サイバーパトロール等による被害の防止を強化する必要がある。 ※「児童の性被害防止対策の推進」の内容を再掲	一企画課	
違法行為への厳正な対処及び広報啓発等による犯罪防止	3	(4)	(7)	d	街頭補導、サイバーパトロール、各種相談等あらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、事案に応じて各種法令を適用し、被疑者の早期発見・検挙を行います。 また、青少年の健全な育成に関する条例における、自撮り等の要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生らによる接客を売りにした有害役務提供営業）の規制や痴漢の徹底した取締り等による加害者への厳正な対処を行うとともに、企業、学校等と連携した広報啓発を更に推進し行うことにより、誰もが自分事として考え、加害者にも傍観者にもならないための府民理解の促進を図り児童の性被害防止を推進します。（		SNS等に起因した児童の性被害事犯が全国的に高止まり傾向にあり、児童に対するインターネットリテラシーの向上に向けた広報啓発、被害児童の発見・保護、児童を性的搾取する悪質被疑者の検挙が急務である。（警察本部・少年課）	こども青少年総合対策室 警察本部・少年課、人身安全対策課	
京都ストーカー相談支援センター（KSCC）の運用	3	(4)	(1)	a	ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（KSCC）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案化への発展防止に努めます。		府内におけるストーカー事案の認知件数は、平成30年に過去最多の820件を認知した後、減少傾向が続いていたものの、令和3年以降横ばいで推移しており、高止まりの状態となっている。 全国では、ストーカーによる凶悪事件が発生している中、当府警察においては、関係機関と平成28年に立ち上げた「ストーカー事案再発防止研究会」における調査・研究の結果	警察本部・人身安全対策課	

第2章					具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
ストーカー加害者への精神的・心理的アプローチの推進に係るカウンセリング機関との連携と公費負担制度の運用	3	(4)	(f)	b	加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談しやすい窓口の設置の必要性</li> <li>ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチの必要性</li> <li>関係機関と連携したストーカーの被害者にも加害者にもならないための施策の更なる推進の必要性</li> </ul> <p>が課題として掲げられた。</p> <p>そこで、平成29年11月24日、ストーカーに特化した専門相談窓口を開設したが、平成30年に過去最多の829件の相談を受理した後、減少傾向が続いていたものの、令和4年は増加となっている。</p> <p>また、ストーカー事案については、事態が急展開して、重大事件に発展するおそれが極めて高いことに加え、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、検挙される危険性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶことがあることから、被害者の将来に亘る安全・安心の確保のためには、加害者の再犯防止措置は不可欠である。</p>	警察本部・人身安全対策課	
ストーカー被害者のカウンセリング、一時避難に係る宿泊施設利用料の公費負担制度の運用	3	(4)	(f)	c	<p>加害者からの行為によって精神的に負担を負った被害者のカウンセリング費用を負担し、精神的な負担を軽減します。</p> <p>また、適切な避難場所がなく、公的な施設への避難が困難な被害者に対し、加害者の検挙や被害者の転居先が定まるまでの一定期間、宿泊施設の利用料の一部を負担し、被害者の安全を確保します。</p>		<p>そのため、ストーカー加害者がカウンセリングを受診するに際し阻害要因となっている費用面について、同年11月27日から運用しているストーカー加害者カウンセリング公費負担制度の活用を促している。</p> <p>さらに、ストーカー事案再発防止研究会等を通じて構築した司法、福祉、心理、教育等の関係機関・団体とのネットワークを強化し、被害者等に対する切れ目のない支援を行うなど、より適切なストーカー事案への対応を図るべく、平成30年2月22日、「京都ストーカー総合対策ネットワーク」を構築しており、ストーカー事案の未然防止・再発防止のため、ストーカー総合対策事業を推進している。(警察本部・人身安全対策課)</p>	警察本部・人身安全対策課	
関係機関との連携	3	(4)	(f)	ed	ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。			警察本部・人身安全対策課	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
啓発活動によるDV防止対策の推進	3	(4)	(6)	<p>府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙等を活用したDVやデートDVに関する啓発や年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。(パープルリボンキャンペーンの実施等)</p> <p>また、ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。</p> <p>さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。</p>		<p>被害者自身や周囲の人がDVであることに気づくこと、また専門機関に相談することや相談を勧めてあげることが何より大切であることを、周知啓発する必要がある。</p> <p>ハラスメントのない組織づくりのためには、企業の経営層、管理職、人事担当者、相談担当者にハラスメントを許さない強い意識と正しい知識が必要であることから、企業向け研修を実施する必要がある。(男女共同参画課)</p>	男女共同参画課	
DV対策関係機関の連携強化による支援の更なる推進	3	(4)	(5)	<p>令和6年4月のDV改正法の施行に向けて設置予定の配偶者等からの暴力に関する法定協議会(仮称)ネットワーク京都会議をの開催し、や相談機関の情報共有の場を継続し、的に設けることで一府内におけるDV対策の更なるを推進を図ります</p>		<p>関係機関が連携することは、DVはもちろん、それ以外の諸問題の解決のために必要。継続して下記会議を開催していく必要がある。(男女共同参画課)</p> <p>※配偶者等からの暴力に関する法定協議会</p> <p>DV計画(配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画)に基づき、府内におけるDV対策の推進を目的として、関係機関が啓発、相談、保護、自立支援等に係る支援を一体的に実施する体制として令和6年4月の法施行に向けて設置を検討中</p>	男女共同参画課 家庭支援課	
加害者の気づきとDVを繰り返さないための加害者対応	3	(4)	(4)	<p>加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。</p>				
特殊詐欺対策の実施	3	(5)	(7)	<p>特殊詐欺対策として有効性の認められる防犯機能付き電話機や通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学等と連携し、特殊詐欺の手口や被害状況を詳細に分析するとともに、被害防止に有効な技術やシステムの開発・普及に向けた調査取組を検討推進しま</p>	<p>・NTTが、特殊詐欺対策として、高齢者の方を対象に無料でナンバーディスプレイを表示する取組をしていると思うので、そういった啓発は自治体として、行う必要がある。</p>	<p>被害の入り口の約8割が固定電話に対して行われている現状から、固定電話へのアプローチを断つことで被害抑止が見込める。そのためには巧妙化する犯人グループの機先を制し、防御力の低下した高齢者に接触の機会を与えない物理的手段を固定電話に</p>	警察本部・組織犯罪対策第二課	

第2章	具体的施策（案案）				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
				す。		<p>実施が必要であり、新たなシステムや機器の開発及び機器の普及に向けた取組が必要不可欠である。（警察本部・組織犯罪対策第二課）</p>			
関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発	3	(5)	(1)	a	<p>関係機関が連携を一層強化するとともに、防犯CSR活動に参加する民間事業所や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代をも巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施するとともに、します。</p> <p>また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓発を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業所などの関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者を見守る社会を構成していきます。</p>	<p>・テレビショッピングや普通のショッピングで購入した場合のトラブルに関しては長けているが、ネット詐欺被害の手口に関しては長けていない相談員もおられるので、相談員から広げていき、その後、地域に広めてもらうのが、一つの手だと思ふ。その相談を受ける人から次に直接のユーザーに段階的に広めていく形で、まず被害実態と手口を知ってもらうことが大事である。</p>	<p>依然として高齢者が特殊詐欺の標的とされている上、高齢被害者の中には地域団体に参加せず広報が行き届きにくい方や、広報を受けて特殊詐欺の手口を知っていながらも騙される方が少なくないことから、高齢者を取り巻く事業所や子・孫などの社会全体で、身近にいる高齢者を特殊詐欺から守るという社会気運の醸成を図る必要がある、また総花的な啓発活動ではなく、特に被害に遭う可能性が高い高齢者等に対してマンツーマンで啓発を行う必要がある。（警察本部・組織犯罪対策第二課）</p>	警察本部・組織犯罪対策第二課	
関係機関と連携した消費者特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発	3	(5)	(9)	b	<p>若者・高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体・事業者、くらしの安心推進員と連携し、見守り活動における強化及び回覧板等を活用したきめ細かな啓発活動を推進します。</p>		<p>自宅から出ることが少ない高齢者等の消費者被害を防止するため、高齢者を訪問する団体・事業者等とした連携した見守り活動を強化する必要がある、市町村、警察等の関係機関との連携強化により、高齢者等が参加する地域イベント等での啓発活動や情報提供を行う必要がある。特に特殊詐欺については、被害件数、被害額ともに増加し、また、詐欺の手口や受け取り方法は巧妙化が進み、常に変化を続けている。とりわけ高齢者からの相談は、全体の約3割と依然として高水準である。（消費生活安全センター）</p>	消費生活安全センター	
少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発	3	(5)	(1)		<p>少年や若者がアルバイト感覚で特殊詐欺の犯行に加担しないよう、SNS上において特殊詐欺の実行犯を募集し、犯行を助長するおそれのある「闇バイト」投稿に対する注意喚起や関係機関と連携した広報啓発等の取組を強化します。</p>		<p>少年や若者がSNSを介するなどして、受け子等として特殊詐欺に加担する実態や、一度犯行に加担してしまうと犯行グループから抜けることができず、更なる犯罪に手を染める実態が社会問題化していることから、SNSへの対策及び少年を犯行に加担させないための広報啓発活動を関係機関と連携して強化する必要がある。（警察本部・組織犯罪対策第二課）</p> <p>いわゆる「闇バイト」と呼ばれる犯罪実行者募集情報へ応募等する行為が、重大な犯罪に関与し、取り返</p>	警察本部・組織犯罪対策第二課、少年課	

第2章				具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
						しのつかない結果を招く行為であることを積極的に発信し、少年自らが当該行為を踏み止まることができるよう少年等の心に響く広報啓発を強化する必要がある。（警察本部・少年課）		
ネット安心アドバイザー制度を活用した情報モラルの向上や犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動及び人材育成の推進	3	(6)	(7)	違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用できるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動を強化するとともに担い手の人材育成等を推進します。	<p>・ネット安心アドバイザーの活動に関して言うと、一般市民公募型の公開講座という形でネットトラブル対策講座を行っていたが、このコロナ禍の3年間で講座が一切中止になった。ついこの間から、ようやく誰でも参加できる形で再開したが、まだ参加する人はかなり少ないため、多くの人に活動を知ってもらいたい。</p> <p>・AEDの講習は、医療現場だけではなく、PTAや大学などいろんな場所で行われている。情報リテラシー教育についても、様々な分野のリーダー的な役割を担う方々には知っていただきたい。例えば、青少年や少年補導に関する団体の人たちに知っていただき、子供達と交流するときに、その知識を伝えていただく。高齢者の場合、民生児童委員や地域包括ケアセンターの高齢者のサポートをされている方などに基礎知識を持っていただくことが必要かと思われる。</p>	<p>学校を主体とした講演活動だけでなく、一般の方々にもネットトラブルやサイバー犯罪の現状を伝え、府民全体のネットモラル向上や犯罪被害の防止を図るため、引き続き、ネット安心アドバイザー等と連携し、広報啓発活動を推進する必要がある。（警察本部・サイバー企画課）</p>	警察本部・サイバー企画課	
ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進	3	(6)	(4)	SNS等の発達に伴うネット社会におけるネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、青少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講し、手口や対処方法を学ぶ施策を強化することで、情報モラルの向上や被害回避能力を高め、被害防止を推進します。	<p>・タブレット端末のできるシステムを作って、警察官と一緒に民間人ボランティアが京都市内を回る授業を展開している。子供たちが置かれている犯罪の中で一番深刻な問題として自撮り被害があり、現在この被害に特化したコンテンツを運用している。</p> <p>・中学生の8割から9割はスマホを持っていると思う。GIGA端末の使用に限らず、情報モラル教育については、行っていくべきである。</p>	<p>スマートフォンの急速な普及により、インターネットに関して、十分な知識を持たない青少年や高齢者がネットトラブルや犯罪に巻き込まれる傾向にある中、効果的な被害防止対策を講じる必要があることから、実際にタブレット端末に触れながら「ワンクリック詐欺」などの被害を疑似体験できるアクティブラーニングを取り入れることが必要である。（警察本部・サイバー企画課）</p>	警察本部・サイバー企画課 消費生活安全センター	
高度化するサイバ	3	(6)	(6)	警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新	<p>・ICT、AI等科学技術の進展は速く、バーチャリアリティにおいて、無防備な子どもをはじめ被害</p>	<p>近年のスマートフォンやIoT機器の急速な普及によるIT技術の進展、行政等による情報通信基盤の</p>	警察本部・サイバー企画	

第2章				具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
一犯罪に対する戦略的予防対策の強化				<p>たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバーパトロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。</p>	<p>者・被害者を生まない安心・安全を実現することも課題である。この分野における担い手と人材育成も欠かせない。</p>	<p>整備が進められ、サイバー空間が府民生活に融合する一方、高齢者や青少年のネット被害相談が増加し、全国の治安に関する意識調査でも、犯罪被害に遭う不安を感じる場所として、インターネット空間が第1位（全体の約60%）に挙げられるなど、高度化するサイバー犯罪の抑止対策は喫緊の課題となっている。</p> <p>そのような中、情報セキュリティ人材の不足に対して、国を挙げたホワイトハッカーの育成を推進しており、当府においても情報セキュリティ人材の早期育成が課題となっている。</p> <p>また、「Tor」などの匿名通信技術、暗号資産などの利用により、サイバー犯罪の脅威が深刻化しており、的確に対応するには警察官の解析技術の向上を目的とした人材育成や、資機材の整備により組織力を強化していく必要がある。</p> <p>さらに、犯罪被害の予防に向けてサイバーパトロールを強化し、違法サイトの削除要請や取締りが必要であるが、高度な技術を利用した犯罪を取り締まるためには、それに対応する資機材の整備に加え、新たな捜査手法の確立のための調査研究が必要である。（警察本部・サイバー企画課）</p>	課	
子ども若者や高齢者等のネット取引被害防止の推進	3	(6)	(エ)	<p>インターネット取引におけるルール遵守や被害防止等について、子ども若者から高齢者等まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて啓発を行う等情報提供することで、サイバー犯罪ネット取引被害防止対策を推進します。</p>	<p>・特殊詐欺の件数自体も年々増加傾向にあり、受け子や出し子の低年齢化が進んでいる。ネット安心アドバイザーとしてタブレット端末を使ってもらいながら高齢者向けや子供向けの啓発を行っているが、<u>ネット安心アドバイザーの認知度が低いのでこれを上げていくことも課題</u>と感じている。</p> <p>・高齢者もこのコロナ禍をきっかけに、孫とのコミュニケーションを取るためにスマートフォンを持ち始めた人が多いので、買い替えるときなどに、キャリアでもう少し広報してもらえたらよいと思う。</p> <p>・<u>昨年度ぐらいから消費生活相談員や民生委員など地域に関わる方対象に、ネットに関する講演をしているが、子供の被害実態を知ってもらおうと同時に、高齢者の</u></p>	<p>サイバー空間は、新しい生活様式の定着やデジタル化の加速によって、地域や年齢を問わず、子どもから高齢者まで幅広い世代が参画し、社会経済活動を営む公共空間となっている一方で、サイバー犯罪相談は増加の一途を辿っていることから府民に対するサイバー犯罪被害防止対策が必要である。（警察本部・サイバー企画課）</p>	消費生活安全センター 警察本部・サイバー企画課	



第2章				具体的施策（素案）	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
					被害実態やその被害手口と防止の方法をお話しさせてもらった。そういった機会を今後増やしていくことが必要だと思っている。  ・サイバー犯罪に関しては、都市部も地方も関係ないため、地方自治体も対策を進めていかないといけない。			
中小企業への情報セキュリティ対策の実施	3	(6)	(4)	情報セキュリティに関するオール京都体制の産官公連携組織であるKsisnet（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、相談対応や情報発信を行うなど、情報セキュリティの専門家等がワンストップで相談を受けるなど、中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。		府民から寄せられるサイバー犯罪相談は増加の一途を辿り、インターネットバンキングに係る不正送金の増加、企業を狙ったランサムウェア被害の発生など、サイバー空間における脅威は依然として深刻な状況が続いていることから、府内企業の情報セキュリティ対策が必要である。（警察本部・サイバー企画課）	警察本部・サイバー企画課	
新たな事象に係る情報の集約と一元化による部門横断的な諸対策の推進	3	(7)	(7)	訪日外国人及び在留外国人の増加急増に伴い、国際交流が広がる一方、法や制度の不知、言語・生活習慣の違いから新たな事象が発生していることから、これら新たな事象に係る情報の集約と一元化を図り、関係機関、団体等と連携し、適切な役割分担のもと、対策を推進していきます。	・地域コミュニティ形成には、外国人の参加を促す啓蒙・実践活動、例えば、訪日外国人及び在留外国人の交流の場や勉強会の充実が必要だと思われる。	訪日外国人の急増に伴い、法や制度の不知、言語・生活習慣の違いから新たな事象が発生しており、今後も、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や統合型リゾート（IR）の展開等により更なる増加が見込まれることから、訪日外国人及び府民の安心・安全を確保するため、新たな事象への対策を推進することが必要である。（警察本部・市警察部）  訪日外国人及び在留外国人は、コロナ禍には一旦減少したものの、また、増加傾向にあり、国籍の構成も変化している。留学生も含めた京都に滞在する外国人への防犯等に関する情報の周知方法を大学等関係機関、団体等の協力を得ながら工夫する必要がある。（安心・安全まちづくり推進課）	警察本部・市警察部	
訪日外国人に対する「犯罪被害者・加害者にしない」広報啓発の推進	3	(7)	(4)	訪日外国人留学生等が利用する媒体を活用し、法や制度の周知徹底、言語・生活習慣の違いへの注意喚起を行い、訪日外国人等を「犯罪被害者、加害者にしない」広報啓発活動を推進していきます。		訪日外国人が法や制度の不知、言語・生活習慣の違いにより、犯罪の被害者や加害者になってしまう状況がみられることから、訪日外国人を対象とした防犯等の広報啓発活動を行う必要がある。（警察本部・生活安全企画課）	警察本部・生活安全企画課	
オーバーツーリズム	3	(7)	(4)	国内外の観光需要の急速な回復に伴う交通渋滞、マナー違反等のオーバーツーリズムに係る		アフターコロナにおける観光需要の急速な回復に伴い、全国的に交通渋滞、マナー違反等のオーバー	警察本部・警務課・市警察	

第2章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
△対策による安全・安心なまちづくりの推進				課題に対応するため、自治体と協働連携した取組を推進し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。		ーリズムに係る課題が生じており、本年9月6日には政府において「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に関する関係省庁対策会議」が開催される等オーバーツーリズムへの対応が加速している状況にある。 京都府下においても、訪日外国人を含めた国内外観光客数は増加しており、交通渋滞、マナー違反等のオーバーツーリズムに係る課題を整理し、対応する必要が認められる。現行計画の施策項目は「訪日外国人に係る取組」であるが、オーバーツーリズムへの対応は訪日外国人に止まらず、国内観光客も含まれる他、京都市における交通政策のあり方にも波及することから、次期計画では施策項目を「オーバーツーリズムへの対応(仮)と修正する方向で検討しているもの。(現在、オーバーツーリズムに係る課題を整理中)	部・企画課	
性犯罪対策の推進	3	(8)	(7)	学校、企業等と連携した体験型を取り入れた防犯教育等の実施のほか、スマートフォン等による犯罪発生地の地図情報を活用した情報発信や女子大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。		京都府内における令和4年の刑法犯認知件数は18年ぶりに前年から増加し、令和5年6月末現在においても、前年同期比約14%増加している。 このような情勢の中、子ども・女性の安全を脅かす「性犯罪」、治安に関する世論調査(令和3年度実施、内閣府)で約4割が不安を感じる犯罪として挙げている「侵入窃盗」、全刑法犯認知件数の約25%を占める「自転車盗」に重点を置き、各種抑止対策を継続・強化するほか、社会情勢の変化等により多発急増する罪種への的確な対応を行うなど、その時々々の犯罪情勢に応じた、罪種ごとの諸対策が必要不可欠である。	警察本部・生活安全企画課、人身安全対策課 安心・安全まちづくり推進課	
侵入窃盗犯罪対策の推進	3	(8)	(i)	防犯に関する助言・指導を行っているNPO法人一般社団法人京都府防犯設備士協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。		また、万引き、自転車盗及び自動車関連窃盗をはじめとした各種犯罪については、関係機関・団体等と連携した対策が必要不可欠であることから、引き続き、関係機関・団体が参画する各協議会の開催や連携した防犯イベント等を実施し、府民の防犯意識の向上を図る必要がある。 (警察本部・生活安全企画課) 万引きや自転車盗等を始めとした各種犯罪については、府民・警察力のみならず、事業者等との連携した対策が必要であることから、引き続き協議会の	警察本部・生活安全企画課	
自転車盗対策の推進	3	(8)	(9)	学校、事業者等と連携しつつ、 <u>学生をはじめ府民の方が興味を持って取り組むことができ、</u> 「鍵-1グランプリ」の継続開催等により、中高生の防犯意識の向上と自転車への(施錠の習慣化等)に重点を置いた対策を推進します。	<u>・子供・若者にとって楽しい防犯活動を作っていく必要がある。</u> 鍵-1グランプリを今までやってきたが、一定の成果が出ているこのような取組をさらに進化させる活動は、すごく重要である。子供たちが大人になって、みんなで協力するなど、自分たちが一歩踏み出すことが大事であることに気づいてくれたら、地域コミュニティの再生にも繋がっていくと思う。また、高校では探求学習が必須となり、地域社会に様々な形で出て行っているため、地元の警察と連携して、防犯に関わる探求学習に取り組むと、もっと波及効果は大きくなるのではないかと。		警察本部・生活安全企画課 安心・安全まちづくり推進課	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

第2章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
関係機関・団体等との連携による被害防止対策の推進	3	(8)	(エ)	京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会等を通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗等の被害防止対策を推進します。		開催、撲滅キャンペーン等による対策、意識向上が必要。(安心・安全まちづくり推進課)	警察本部・生活安全企画課	

第3章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
基本方針	1			<p>犯罪をした者等（薬物依存症や障害等、医療・福祉的措置が必要な者を含む）に対して再犯防止施策を推進することが、犯罪のない安心・安全なまちづくりにおいて重要であることに鑑み、<u>犯罪をした者等が一罪を償い、立ち直ろうとする者が、再び犯罪に関わることがないよう負の連鎖を断ち切り、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。</u></p> <p>再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。</p>	<p>・本計画ではこの5年間で何をやるのか、基本方針及び目標を明確にして、過去5年間に取り組んできた課題を整理し、課題を絞り込み、具体的課題に取り組んでいくことが望ましい。</p> <p>・総論として5年計画実施後の目標を設定し、各年度の具体的計画に重点施策を明示し財政的基盤を確保し実施し、次期年度具体的計画設定前に検討委員会と担当行政機関で評価し、それを踏まえて次年度の具体的計画に活かすシステム構築が必要ではないだろうか。</p> <p>・安全という局面では、物理的、機械的、電子的なものが功を奏しているのだと思うが、その両方相まってのことだと思う。2022年後半ぐらいから、刑法犯認知件数は増加傾向にある。警察庁発表の速報値からは、刑法犯認知件数は、2022年の20%以上増加すると予想される。統計数字に一喜一憂しない腰の座った施策が必要である。</p> <p>・加害者は刑務所に入ってから、被害者の方とほとんど接点がない状況である。再犯を犯さないという意味では被害者の思いをもう少し汲み取っていただく取組が必要であり、加害者と実際に接する機会のある保護司の方に犯罪被害者に関する知識に関して、もう少し広げていただけるような取組を計画に入れていただきたい。</p> <p>・エリア・コミュニティの脆弱化には、家族・隣人等、人間関係の変容という社会基盤の揺らぎがあり、様々な試みがなされているがその課題解決には至っていない。しかし、「安心・安全なまちづくり」を推進するためには、構成員の公共に対する協力が前提であるが、現在、地域社会に求められる負担の増大と担い手の人材不足のジレンマは解消されていない。ここでは公務員・府民・民間団体における防犯に関する</p>	<p>再犯防止施策について条例に規定はないが、刑法犯認知件数が減少する中、再犯者率は約5割に至っており、再犯防止に係る取組は、「犯罪のない安心・安全なまちづくり」のさらなる推進には不可欠であり、合わせて犯罪をした者等が多様化する社会において孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会の実現のため、本計画と一体とすることとした。</p>	<p>関係課</p>	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章					具体的施策(案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
国、京都府、警察、市町村、民間協力者等の連携体制の構築	3	(1)	(7)	a	<p>刑事司法手続きを離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるようにするため、更生保護法改正により、更生保護に関する地域援助が保護観察所の業務として位置づけられたことに伴い、刑事手続きの入口から息の長い社会復帰支援を確保する実施基盤として、非行、薬物乱用防止等のこれまで取組を進めてきた協議会や地域支援ネットワークを活用し、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」において、刑事司法関係機関、市町村、警察、地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する京都府再犯防止推進ネットワーク会議(仮称)再犯防止推進会議(テーマ別会議)を設置し、立ち直り支援と併せて、再び犯罪へとつながる要因を排除するそれぞれの取組に対する理解を深め、地域の状況に応じた支援の取組を総合的に進めるために向けて連携を強化します。</p>	<p>る担い手の確保・人材育成を検討することは必須の課題である。</p> <p>・半分の人が再犯を犯すと言っているが、逆にいうと半分の人は再犯を犯していないということ。保護司や保護観察官、地域定着支援、社会のサポート体制が整っていることやその地域が持っているコミュニティの強さが再犯を抑止していると考ええる。</p> <p>・入口支援は釈放されるまでの短期間で行うため、アセスメント・支援の必要性を出所者等に理解・納得いただくことに苦慮している。</p> <p>・支援者は、自分たちの支援が必要だと思っているが、本人が支援を受け入れない場合がある。その場合でも関係性を切るわけにはいかないので、周りで見守りながら本人がSOSを出すタイミングを図っているケースが最近多くなっている。</p> <p>・出口支援・特別調整では、矯正施設内で刑務官が同席で面接するため、支援対象者が本心から発言しているのか、また本当に理解しているのか非常にわかりにくい。特別調整についてはより矯正施設との連携が必要だと感じている。</p> <p>・警察に捕まっても、すぐに返されるような方など制度の対象とならないような方にどうアプローチしていくのが問題であり、福祉だけでなく、司法の方とも協力しながらどのようにアプローチしていけるのかを考える必要がある。</p> <p>・改正更生保護法において、更生緊急保護が拡充されるとともに刑執行終了者等に対する援助が新たに設けられ、更生保護に関する地域援助が保護観察所の業務として位置づけられた。これは、刑事手続の入口から出口、刑事手続を終えた人が地域において必要な支援を受けられるようにし、息の長い社会復帰支援を確保するという趣旨である。息の長い支援の実</p>	<p>非行、薬物乱用防止、DV、暴力団離脱対策等、既に各分野における推進会議や協議会において、府、市町村、警察、福祉関係機関同士の連携が図られてきたところであるが、制度と制度の狭間で生じている課題等の解決には、総合的な視点が求められることから、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」のテーマ別会議に位置付けて総合的な事案を協議する場とする。</p>	<p>文化生活部 安心・安全まちづくり推進課</p>	

第3章					具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
						<p>施基盤となる地域支援ネットワークの構築について、京都府が京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）を設置することとあるが、府内の基礎自治体に対して、この取組が広がるような働き掛けをお願いしたい。</p> <p>（地域福祉推進課）</p> <p>・左記の施策は、地域生活定着支援事業において当該センター（社会福祉法人）に委託する業務内容に含まれていないところ。計画中のセンター関連施策をすべて実施するためには、センター運営費の増額等、何らかの予算措置が前提と考える。</p>			
<p>「入口・出口」における適切な支援体制の構築</p>	3	(1)	(7)	b	<p>起訴猶予処分や執行猶予判決が見込まれ、刑務所で<u>の服役に至らない者や微罪処分となった者及びその家族等が、複数の課題を抱え、福祉等の支援が必要な素案に対して、早期の段階で、適切に保健・医療、福祉等の支援につながり、地域で生活ができるよう、府、警察、市町村、司法関係機関、福祉関係の機関等で構成される支援調整会議を設置し、地域生活定着支援センターを中心に、各関係機関が連携してアセスメントを行い、「入口」段階における支援体制を構築します。</u></p> <p>また、出所者等の「出口」段階においては、<u>保護観察所において、満期釈放者・仮釈放期間満了者、起訴猶予者、少年院退院者・仮退院期間満了者等への支援が強化されることに伴い、矯正施設、保護観察所と連携して、対象者が、適切な支援につながるができるよう、地域生活定着支援センターを中心に、市町村における保健・医療、福祉関係機関等との連携を強化するとともに、再犯防止推進会議において「入口」から「出口」までの一貫した支援に関する情報共有及び新たな課題に対して、支援施策の検討・見直しを行います。</u></p>	<p>・起訴猶予処分や執行猶予判決が見込まれる者、微罪処分となった者等のうち福祉的支援を必要とする者を速やかに支援につなげるには、警察及び検察庁が市町村や地域の福祉関係機関と普段から互いに相談しやすい関係をつくる必要がある。地域生活定着支援センターが中心になって適切な支援へつなげるための支援調整会議の設置を提案するもの</p> <p>（地域福祉推進課）</p> <p>・支援調整会議がどのような会議を想定されているか不明。</p> <p>（地域福祉推進課）</p> <p>・「地域生活定着支援センター」は府の一事業としての名称であり、固有名詞を記載するのは違和感がある。</p> <p>（地域福祉推進課）</p> <p>・国の再犯防止計画やセンターの事業及び運営に関する指針において、対象者の支援は、保護観察所、矯正施設、検察庁、地域生活定着支援センター等の「多機関連携」の強化に取り組むこととされているところだが、センターは限られた少ない職員数で運営している中、事業開始当初より対象業務は増加している状況であるため、連携の中心を担うことは体制的に困難である。</p>	<p>※ 以下参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は、警察から地域の福祉関係機関に連絡をし、まず第一次的には地域での受入を行っており、地域でも受入が困難なケースについて、地域生活定着支援センターが相談にのり、調整を行っている。</li> <li>・地域生活定着支援事業は、社会福祉法人南山城学園と委託契約を結んでいる（城陽市）</li> </ul>	<p>文化生活部 安心・安全まちづくり推進課</p> <p>（※ 警察本部、健康福祉部、少年鑑別所、市町村の福祉部との連携による）</p>	

第3章		具体的施策(案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
			<p>また、地域生活定着支援センターは、高齢・障害等により自立した生活を営むことが困難と認められる者のうち、支援に係る本人同意が得られた者を支援対象としており、ケースによっては必ずしも地域生活定着支援センターが中心となってアセスメント等を行うとは限らない。よって、連携に関して、その他の関係機関と並列させるべきと考える。なお、左記の施策は、地域生活定着支援事業において当該センターに委託する業務内容に含まれていないところ。</p> <p>計画中のセンター関連施策をすべて実施するためには、センター運営費の増額等、何らかの予算措置が前提と考える。</p> <p>・地域生活定着支援センターでは、これまで矯正施設から出られる方の出口の部分支援してきたが、<u>今は刑事施設に入所前の段階の入口にも何かしらの手だてを打たなければならない。</u>ただ、入口については出口支援に比べ本人の情報が少ない事や、短い期間でどのように調整をしていくのが課題となっている。</p> <p>・<u>軽微な犯罪で逮捕はされず、すぐ釈放されて地域に帰られる方への支援は警察との連携が重要だと考えている。事件化はせず、地域で受け入れるための支援につなげる手続きがあればよい。</u></p> <p>・<u>検察に送致をされない微罪処分者等の中にも、福祉的サービスが必要な方や、困り事を抱えている方もいると思われるが、刑事司法手続のプロセスの中で支援につながることはないため、そのまま社会に戻り、再び罪を犯して再犯者になるということがある。微罪処分者等になんらかのアプローチができればとは思いますが、そのためには警察との連携や協力が必要不可欠なので、再犯防止の分野でも、もう少し警察との連携ができないかと考えている。</u></p> <p>・<u>警察において福祉につなぐための専門職の設置いただくことはできないか。</u></p>			

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章	具体的施策(素案)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
当事者の声を支援に活かす取組の実施	3	(1)	(7)	c	<p>大学や専門家等の知見を用いた研修を通じて、当事者を中心に犯罪に至る背景から、立ち直りまでの様々な障害や心情について話を聴き、同じ目線で行政、地域で活動するボランティアや民間支援団体等の関係者が課題を共有することで、支援の現場での気づきを増やし、きめ細やかな支援へとつなげます。</p>	<p>国と自治体、民間団体がシームレスに連携し、出所者等への支援をできるような関係づくりの場所が必要。支援機関同士でそれぞれのできる支援をした後は次に必要な支援先につなげるための関係を構築する必要がある。</p>	<p>龍谷大学との協定に基づき実施する研修会では、当事者が抱える課題を市町村の担当者や民間の支援者、地域で活動するボランティア等の参加者が共有することを通じて、人と人とのつながりを広げていくことを更に進めるもの。</p>	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援	3	(1)	(4)	a	<p>保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティア、民間支援団体等と実施するによる研修会、住民集会等の開催を支援します。 また、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの拡充及び機能充実に協力します。</p>	<p>・再犯防止に限らず、犯罪をする前に自分が困ったときに、どこに相談すればよいのか、孤立しやすい人が入ってきやすい入口をつくる必要であり、行政はそうした入口づくりをしている民間団体等をサポートすべきと考える。</p> <p>・出所等が生活の困りごとが出てきた際に、自ら行政機関の窓口で相談することはハードルが高いため、間をつなぐ役割を担う保護司や民間支援団体等と出会うための居場所づくりができないか。</p>	<p>保護司会や京都府BBS会が民間支援団体等と協力して実施する研修会や住民集会の実施に係る費用を含めた運営費の補助事業を継続するもの 保護司の確保の観点から、保護司や民間ボランティア等が活動しやすい環境の整備の一環として、更生保護サポートセンターの充実に協力する。</p>	健康福祉部 家庭支援課	
更生保護支援関係機関の広報推進	3	(1)	(4)	b	<p>国、市町村と連携し、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護支援に当たる保護司、更生保護女性会、BBS会（非行防止活動を行う青年ボランティア団体）、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。</p>	<p>・寝屋川市での調査によれば、教育と福祉に満足している人は安心している割合が高いが、市報を見ないなど市政にあまり関心がない人は不安感がある。やはり地域社会とのつながりと安心感とは一定の相関があると思われる。</p> <p>(安心・安全まちづくり推進課)</p> <p>・再犯防止の取組は市町村単位での情報入手や効果検証が困難等の理由により市町村の理解に格差がある状況であり、再犯防止推進計画の策定に至っている市町村は少ない。</p>	<p>更生保護支援に関する団体の活動を広く広報する取組を強化するとともに、市町村等における福祉部署との連携が不可欠であることから、入口支援も意識した広報啓発を進める。</p>	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
更生保護サポートセンターの周知及び法務少年支援センター京	3	(1)	(4)	c	<p>地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターを広く地域住民に周知するとともに、府内における拠点の拡充及び機能充実に協力します。また、更生保護サポートセンターや法務少年支援センター京都と連携し、地域における犯罪防止等の取組に取り組みだけでなく、センターの心理の専門スタッフによる相談窓口を活用し、法務少年支援センター</p>	<p>・法務少年支援センターにおいては、非行少年や触法者に関する理解や対応方法だけでなく、仕事や職場の人間関係などのお困りごとについても、心理学を専門とするスタッフが相談に応じることができ、要請があれば職員研修を実施することも可能であるため、人間関係に係る悩みや困りごとがあれば、当センターを幅広く御活用願いたい。</p>	<p>これまで更生保護活動の拠点拡大を図ってきたところ、府内の更生保護サポートセンターにおける課題等を踏まえた拡充と、 (→保護司等の活動支援として、aに移行) 法務少年支援センター京都との連携による相談体制を広く府民に周知するなどして、今後はその機能の充実も図る。</p>	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	



◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章					具体的施策(案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
都との連携による相談支援					京都(京都少年鑑別所併設)で行われている教育機関の職員や、保護者、地域住民の人間関係等の困り事に関して、早期段階での問題解決を促します地域と連携した様々な取組を支援します。	・少年の問題をはじめ、教育現場、保護者、相談に悩む住民等が、個人で問題を抱え込むことなく、気軽に相談できるよう、法務少年支援センター等の相談窓口を周知し、問題を早期に解決できるよう促すことが必要			
保護司等民間協力者への顕彰	3	(1)	(4)	d	民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司として永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である者を顕彰します。	(家庭支援課) ・京都府更生保護顕彰式典にて、社会を明るくする運動推進委員長の京都府知事から感謝状授与	京都府更生保護顕彰制度と併せて、防犯まちづくり賞において、再犯防止に取り組む民間協力者の活動に関して掘り起こしを行い、顕彰することを道じて、広く防犯まちづくりの活動として紹介し、府民の理解促進を図ることとする。	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
保護司等の人材確保	3	(1)	(4)	e	保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向に対応するため、京都府職員等に対し保護司活動に抱く不安に対して、保護司の体験等を紹介する機会を増やすことにより、広く府民への周知を図る紹介するとともに、法務省の保護司のインターンシップに関する取組への協力等、保護司や民間ボランティア等の人材確保に協力します。 また、京都府職員等に対しては、京都府保護司会連合会が主催する保護司セミナーへの参加を促進します。	・保護司は76歳で退任(特例再任保護司で2年延長は出来る)することになっており、今の京都府内保護司の平均年齢は65歳である。令和5年5月1日現員数は1029人であるが、10年後には京都府内の500人の保護司が退任することになり、今、中心となって活動している保護司がほとんどいなくなる状況に危機感を感じている。 ・国では2年かけて保護司制度が見直されることになるが、なかなか保護司は増えないのではないかと思っている。保護司や保護司の活動を知っている人が少ないということも一つの原因だと考えられるため、保護司を広く知っていただけるような良い策がないものかと考えており、京都府でも協力いただきたい。 ・府内保護司の数は微減。また、保護司の高齢化が著しい。地域における人間関係が希薄化する中、保護司活動に伴う不安や負担が大きくなっている。 ・京都府職員等に対して、京都府保護司会連合会が主催する保護司セミナーを開催することを通じて、保護司の人材確保に協力いただけたらありがたい。保	国で保護司制度の見直しのための調査・研究が行われており、そうした動きに合わせて、保護司の確保へ向けた取組に協力するとともに、京都府職員へは、主に退職者へ行っていた保護司活動への紹介に加えて、保護司セミナーへの参加を呼び掛けるなど、積極的に周知を図っていく。	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章					具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
						<p>護司だけでなく、民生委員、人権擁護委員など他の民間ボランティア団体との合同セミナーという形での実施も可能であると思料する。</p>			
更生保護法人への寄附に係る税額控除	3	(1)	(イ)	f	<p>個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。</p>		<p>京都府府税条例に基づく取扱いを継続して実施</p>	<p>総務部 税務課</p>	
職員研修の実施	3	(1)	(ウ)		<p>犯罪をした者等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法関係機関と連携し、職員による京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。</p>	<p>・府や市町村が出所者の情報を把握することは困難であり、支援に必要なノウハウや専門的な知識を有した職員もいない。</p> <p>・法務省大阪矯正管区更生支援企画課から、再犯防止施策や矯正の取組に関する情報提供を行っているため、御相談いただきたい。</p>	<p>龍谷大学との協定に基づき実施する研修へ、刑事司法関係機関から参画いただくことに加えて、各機関が独自で実施している施設紹介等の取組へ府・市町村職員が参加する等の連携を図っていく。</p>	<p>文化生活部 安心・安全 まちづくり推進課</p>	
再犯防止啓発月間の重点広報	3	(1)	(イ)	a	<p>再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、法務省大阪矯正管区協力のもと、振興局や市町村においてパネル展示や刑務作業製品の販売、講演会を実施するなど、重点的に広報啓発を行います。</p>	<p>・寝屋川市での調査によれば、教育と福祉に満足している人は安心している割合が高いが、市報を見ないなど市政にあまり関心がない人は不安感がある。やはり地域社会とのつながりと安心感とは一定の相関があると思われる。</p> <p>・犯罪があつて犯人を捕まえたといつても、犯罪、犯罪と言うと人は不安になる。福祉や教育において、課題を解決することが人の不安を解決していくということがある。例えば寝屋川市のいじめを学校からなくす取組がモデルケースになり、いろいろなところから(先進事例として)視察に来ると、市民の安心感というのは上がってくる。</p> <p>・7月の再犯防止啓発月間で、役所や公立の図書館において再犯防止に係るパネルやポスター展示、刑務作業製品の販売、講演会等を行っている自治体がある。パネル展示や刑務作業製品の販売等、矯正として協力できることがあるため、御相談いただきたい。</p>	<p>再犯防止に係る取り組みは「犯罪のない安心・安全なまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であること、合わせて犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するためには、府民に広く関心と理解を深めるための取組が必要である。</p> <p>大阪矯正管区協力のもと、振興局や市町村を対象とした広報啓発を更に進める。</p>	<p>文化生活部 安心・安全 まちづくり推進課</p>	
「社会を明るくす	3	(1)	(イ)	b	<p>全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力</p>	<p>・安心は、個人の意識という内面的なものではなく、集合意識として捉えないといけない。その集団が、何</p>	<p>「社会を明るくする運動」の作文コンテストは長年の実績があり、小中学生がコンテストに</p>	<p>健康福祉部 家庭支援課 文化生活部 安心・安全</p>	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
「運動」の推進				<p>を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発活動が行われるよう支援します。</p> <p><u>また、多くの小中学校が参加している作文コンテストに合わせて、教材として使える動画の提供や子ども達の理解を深める取組を実施します。</u></p>	<p>を良いと思っているかという価値への問いかけはとても大事なことだと思う。犯罪者を追い出すことが善いのか、犯罪をおかせない環境を作るのが良いのかというような視点だ。</p> <p>・社会を明るくする運動について、舞鶴市内の観光施設を更生保護のテーマカラーである黄色に点灯するPRを実施した。京都タワーなどシンボルになるような施設でも同様に黄色に点灯し、広報啓発を実施できないか。</p> <p>・これからは、地域の安心、安全を守るためには、地域の皆さんに一人でも多く関心を持っていただき、もう少し活動に協力していただけたらという思いを持っている。</p> <p>・既に前科前歴がある方の支援に関わる方は、対象者を受け止めることに慣れているが、一般の方には難しい。支援者が出向いて話をする活動を増やすことで、地域で受け入れるための土壌を作ることになる。</p>	<p>参加するタイミングをとらえて、子ども達へ向けた広報啓発の取組を実施することで、より理解を深めることが期待できる。</p>	まちづくり推進課	
非行少年等立ち直り支援	3	(2)	(7)	<p>非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚と自己肯定感が持てるように働きかけ持たせ、立ち直りを支援するとともに、京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。</p>		<p>社会が変容し、多様な価値観が認められるようになる中で、一人ひとりに寄り添った支援を実施することにより、子ども達や家族が孤立し、孤独に陥らないよう、立ち直りを支援し、再非行を防止する。</p>	健康福祉部 家庭支援課	
低年齢の非行少年及び保護者への支援	3	(2)	(4)	<p><u>SNS等の進展により、十分な社会的規範を身につける前の低年齢のうちから、様々な情報に子ども達が触れることのできる環境がある中、子どもが被害者にも加害者にもならないための非行の低年齢化に対応した親子向けの性や情報モラルに関する教育の支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施し、効果を検証し</u></p>	<p>・社会福祉の観点からは、人が不安を感じる要因の1番は「寂しさ」で、次に「お金」、「空腹」であり、これらの要因によって、人間の欲望は大きくなり、自身で抑制し、コントロールすることができなくなると言われている。「寂しさ」というのは福祉の分野でも課題になっている。今、家族と一緒にご飯を食べるという食育が崩れている。家族での食事は、まさに情報</p>	<p>非行の低年齢化が進む中、早い段階から保護者も含め、親子で子どもが犯罪に関わることに對するリスクについて学ぶ機会を提供することが必要</p> <p>警察本部の性被害防止やネット安心アドバイザーの取組とのマッチングを進める。</p>	健康福祉部—家庭支援課 文化生活部 安心・安全 まちづくり推進課	国のモデル事業

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章					具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
					<p>ながら再非行防止を進め、新たな犯罪等を生まない仕組みの構築を図ります。</p>	<p>交換の場であり、同じ共通の言語と価値観を持っている人達でご飯を食べながら満たされていく、相談ができることが大事。また、地域の中で一緒にご飯を食べて話ができるということが共有されて初めて困った時に相談できるという基本姿勢ができる。家族を大事にしてあげる制度は大事であり、<u>家族が支えなくてはいけないということではなく、家族そのものを皆で支えていくような社会にならないといけない。そこをちゃんと支えていけるような相談者がとても大事である。</u></p> <p>・特殊詐欺の件数自体も年々増加傾向にあり、<u>受け子や出し子の低年齢化が進んでいる。ネット安心アドバイザーとしてタブレット端末を使ってもらいながら高齢者向けや子供向けの啓発を行っているが、ネット安心アドバイザーの認知度が低いのでこれを上げていくことも課題と感じている。</u></p> <p>・被害者の人権については再犯防止についての取組が進展しつつあるが、<u>初犯防止、加害者の関係者支援等について検討する時期にきている。</u></p> <p>(家庭支援課)</p> <p>・国のモデル事業として、低年齢の少年への立ち直り支援事業を実施したが、保護者や学校へのアプローチでは、対象者を支援につなげることが困難な状況であった。</p> <p>(家庭支援課)</p> <p>・国のモデル事業として実施していた低年齢の少年への立ち直り支援事業は、令和2年度で終了し現在は事業実施していない。</p>			
少年たちの居場所づくり	3	(2)	(ウ)	a	<p>家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に発展していくという課題、<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限の緩和により、これまでの</u></p>	<p>・<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和され始めて、これまでとは異なる形態の突発的犯罪現象が散見されるようになっており、その背景に</u></p>	<p>社会情勢の変化に伴い、非行行動の傾向も変化しており、更に新型コロナが子どもの成長過程で与えた影響が、今後は顕在化してくること</p>	健康福祉部 家庭支援課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章	具体的施策(案索)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
				<p>非行の形態が変わっている状況に対応するため、少年たちの居場所(ユース・コミュニティ)において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見出すことにより、地域ニーズにマッチした非行・再非行の防止を図ります。</p>	<p>社会的孤立の深刻化を推測させるような事件が発生している。</p> <p>・非行のあり方が変わっている。少年と接する機会が少なく、従来の補導等で必要な支援につなぐことができなくなっている。</p> <p>(警察本部生活安全部) 再非行防止活動全般に地域のニーズとのマッチングが必要のため追記。</p>	<p>が想定される。SNS等の進展に伴い様々な情報を個人が簡単に入手できるようになったことで、「闇バイト」などに象徴されるように、犯罪や他者との関りへの意識が変化していることも踏まえ、今後の支援の在り方を見直していく必要がある。</p>		
<p>困難を抱える子どもへの支援や地域活性化を行う事業者等への支援</p>	3	(2)	(9)	<p>b</p> <p><u>非行少年や犯罪をした若者が再び犯罪に関わるリスクのある環境に戻ることがないよう、困難を抱える子どもや家庭が孤立しないための支援、地域の見守りに取り組む自治会や事業者等へ活動の場所を提供するとともに、個々の課題解決のための相談体制の充実を図ります。</u></p>	<p>・再犯防止に限らず、犯罪をする前に自分が困ったときに、どこに相談すればよいか、孤立しやすい人が入ってきやすい入口をつくる必要であり、行政はそうした入口づくりをしている民間団体等をサポートすべきと考える。</p>	<p>非行少年や犯罪をした若者の、再び犯罪に関わる環境に戻される不安を取り除き、多くの見守りがある環境で、適切な支援につながり、安心して立ち直ることができるよう支援する仕組みが必要</p> <p>府営住宅の空室を利用した「府営住宅ストック公民連携活用事業」における子育て支援、地域の活性化等のコミュニティ形成事業を行う事業者と警察や行政との連携を想定</p>	<p>文化生活部 安心・安全まちづくり推進課</p>	
<p>非行防止学生ボランティア等との連携による就学・就労に向けた支援</p>	3	(2)	(1)	<p>再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ寄り添い、その立ち直りを支援するために、少年警察非行防止学生ボランティア等と地域のニーズを伝えるとともに、連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再非行少年を生まない社会づくりを推進します。</p>	<p>・今年も学生の防犯ボランティアを募集しているが、昨年と比べ、半分ぐらいしか集まっておらず、実際に活動に参加してくれるメンバーも本当に少ない状況である。</p> <p>・防犯ボランティアに関心のある学生も多いが、学生が参加をしようと思ってもアクセス方法がわからず、情報が無いことに困っている。学生が参加しやすいような形で学校にも協力いただき、ボランティアを集めていくのはどうか。</p> <p>・京都BBS連盟では、令和5年度は約130名の会員が活動している。本年度、京都市児童相談所から照会があり、メンタルフレンド活動についてBBS会員が参画する方向で調整している。BBS会員は大学生が主体であり、活動できる期間には限りがあるため、地域のニーズとのマッチングを図るための支</p>	<p>初犯者等に対する検挙・補導時における指導を徹底するとともに、関係機関と連携を密にした対策を推進する必要がある。</p>	<p>警察本部 少年課</p>	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
					<p>援が不可欠となる。地域再犯防止推進事業の直接支援として、京都BBS連盟に委託してはどうか。</p> <p>(警察本部生活安全部)</p> <p>・「寄り添い」は、立ち直り支援全般に共通する事項であり、他の再非行防止の部分にも加えてはどうか。</p> <p>なお、警察が行う「手を差し伸べる立ち直り支援」は、非行少年に対し警察から立ち直り支援を働きかけていく取組であることから、寄り添いが前提となっています。</p> <p>(警察本部生活安全部)</p> <p>・保護観察所によるBBS活動は保護処分となった少年について、地域社会の中で立ち直りを図っていくものに対し、少年非行防止学生ボランティアによる立ち直り支援は保護処分とならなかった少年ごとに対応が異なるため、必ずしも地域のニーズに応えられるものではありません。</p> <p>「地域のニーズとのマッチング」は、必ずしも大学生ボランティアだけに求められるものではないので、この項目ではなく「少年たちの居場所づくり」の項目とするのが妥当と思われます(大学生ボランティア活動全般について地域のニーズとのマッチングを図るのという趣旨であれば防犯かと思われます。)</p>			
京都少年鑑別所との協定に基づく少年の特性に応じた支援	3	(2)	(ウ)	<p>非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と京都府警察との協定に基づき、保護者の同意のもと、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。</p>	<p>(警察本部少年課)</p> <p>・協定締結後、令和4年末までに計31人に実施。</p>		警察本部 少年課	
京都府立洛南病院	3	(2)	(ウ)	<p>薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上京都府立洛南病院との</p>	<p>(警察本部少年課)</p> <p>・協定締結後、令和4年末までに計15人に実施。</p>		警察本部 少年課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章				具体的施策(案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
との協定による薬物治療支援				協定に基づき、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。	・支援の対象を少年だけに限定せず、成人に対しても同様の支援が実施されることを希望します。本事業について、地域再犯防止推進事業の直接支援として検討願いたい。			
スクールサポーターによる規範意識向上の取組	3	(2)	(特)	少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生、 <u>高校生、大学生を中心に、</u> に対し、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。(再掲)	<p>・特殊詐欺の件数自体も年々増加傾向にあり、<u>受け子や出し子の低年齢化が進んでいる。ネット安心アドバイザーとしてタブレット端末を使ってもらいながら高齢者向けや子供向けの啓発を行っているが、ネット安心アドバイザーの認知度が低いのでこれを上げていくことも課題と感じている。</u>(再掲)</p> <p>・再犯防止の取組において、SNS等に関する対策ができていない。本人が立ち直りたいと思っても、スマホを起動させれば、元の仲間に居場所を知られ、引き戻される、その繰り返し。支援をする側の年齢層は高く、こうした問題に対応できていないので、やはり行政には、今の小学生、中学生、<u>高校生、そして大学生から、きっちりした教育をしてほしい。</u></p> <p>・ICT、AI等科学技術の進展は速く、バーチャルリアリティにおいて、無防備な子どもをはじめ加害者・被害者を生まない安心・安全を実現することも課題である。この分野における担い手と人材育成も欠かせない。</p>	高校生や大学生の大麻事案が増えていることを踏まえて、改めて対象者に明記	健康福祉部 薬務課	
「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の定期開催	3	(2)	(ウ)	京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、京都府教育委員会等の教育機関、京都府警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的に開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。	・少年の闇バイト・特殊詐欺事件が増加傾向にあることは大きな課題。特殊詐欺グループは暴力団と密接につながっていることもあるので、特殊詐欺で捕まった少年が着実に社会復帰できるような特化した離脱指導・再犯防止施策が必要になる。	これまで、犯罪をした者等が抱えている課題の解消に向けて各種の社会復帰支援が実施されてきたが、その範囲は刑事司法手続きの中に限られており、その手続きを離れた者に対する支援は地方公共団体が主体となって住民を対象として提供している福祉サービス等を通じて行われることが想定されている。そのため、犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けるためには、地域の実情に応じて連携を強化することが必要である。	健康福祉部 家庭支援課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
福祉的支援を必要とする少年、若者への継続した支援	3	(2)	(イ)	支援が必要な少年、若者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、 <b>成人して自立するまでの長期にわたる</b> 継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等との連携を強化します。	(家庭支援課) ・具体的施策の中に「発達障害を有している者が少なくない」の記載あることから発達障害の所管は障害者支援課のため担当課に追加すべき	児童福祉関係機関と関りがある福祉的支援が必要な少年、若者が、18歳を超えて自立をするときに、様々な困難が解消されないまま社会に出ることで、犯罪に巻き込まれるリスクも生じることから、成人して以降も適切な支援を受けることができるよう切れ目のない支援が必要である。	健康福祉部 家庭支援課 健康福祉部 障害者支援課	
高齢者や障害のある者等への総合的な施策の推進	3	(3)	(7)	a 京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある者等医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を総合的に推進します。	・毎晩、青パトで右京区内全域を2時間かけて回っているが、一番心配しているのは、高齢者の徘徊。毎回1、2度は高齢者と話をしている。昔は子供がたくさん集まっていたが、今はそのような子は一人もいない。  (地域福祉推進課) ・複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題など既存制度で対応が困難な事例に対応するための包括的な支援体制の促進が必要。  ・今高齢者が孤立する状態にあることをどうするか。万引きしたことはその人が社会との接点をもつチャンスともとらえられる。  ・重層的な支援が求められることから、相談の窓口となる部署については、相談者においてどのような生活上の支障が生じており、何の支援が必要となるのかを的確に判断し、必要な関係部署につなげる機能を持たせるよう御検討願いたい。また、相談者の中にはこれまで公的機関に相談などをしたことがない者もあり、十分に相談内容を言語化できない者もいるため、相談しやすい環境、相談しやすい職員等の整備について御検討願いたい。	京都府地域福祉支援計画の改定内容と合わせて、重層的支援体制整備事業（令和3年度社会福祉法改正）等の内容を盛り込んだ内容とする。	健康福祉部 地域福祉推進課 健康福祉部 健康福祉総務課	
「地域生活定着支援センター」における福祉的支援の	3	(3)	(7)	b 高齢者や障害のある者で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、「地域生活定着支援センター」において、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、いり福祉的支援	・基礎自治体の大きな役割として福祉的サービスの適切な提供があげられるが、更生支援の現場では福祉的サービスに結びついていない方や、支援を拒否される方も多く聞いており、能動的なアプローチが必要な場合もある。	矯正施設に入所している者のうち、高齢または障害のため出所後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、出所後に帰宅先のない者等は必要な福祉サービスを受けることが困難であるため、地域生活定着支援センターにおいて各関係機関との連携を強化するなど、福祉的	健康福祉部 地域福祉推進課	



◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章	具体的施策(案)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
充実推進					の充実を図ります。	・特別調整は対象が狭いので、矯正施設と市町村の連携をとることができれば、広い範囲で福祉的支援につなぐことができるのではないか。			
薬物依存を有する者への医療・保健福祉的支援	3	(3)	(イ)	a	京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存症者とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保護観察所や地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体等との連携体制を強化し、地域における継続した支援の充実を図ります。		薬物事犯で保護観察対象者のうち、治療・支援を受けた者の割合は全国で8%、京都府においては平成30年に比べ増加したものの16%にとどまる。 また、若年層の大麻事犯が増加しており、再犯者のうち30歳未満が6割を超えることから、若者を対象にした取組を更に重点的に進め、適切な治療・支援につなげるための対策が必要である。	健康福祉部 薬務課	
NPO法人等と連携した広報啓発	3	(3)	(イ)	b	NPO法人京都ダルク等と連携して、薬物乱用防止プログラムに係る講座をこれまでも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民日より等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。 特に若年層へ向けた取組として、中高生、大学生向けの広報啓発により重点を置いて取り組んでいきます。	・薬物依存症への施策について、京都府の独自予算で実施しているものがあれば、地域再犯防止推進事業の活用を検討いただけたらありがたい。例えば、京都ダルク等の依存症回復訓練施設への委託による直接支援や、広報誌の作成などが考えられます。	中高生でもインターネット等により薬物を入手しやすい環境にあることから、若年層へ向けた効果的な広報啓発の手法を導入していく必要がある。	健康福祉部 薬務課	
当事者関係者家族への適切な支援	3	(3)	(ウ)		家族や関係者が犯罪をしたことで、日常生活を送ることが困難になった家族等への支援は、これまで顧みられることはなかったところ、警察から釈放・刑事司法施設を出所・出院した者の身元引受人が家族等である場合、家族だけ受け止めることは大きな負担になることが考えられるため、必要な保険医療・福祉関係機関につなぐための支援施策を実施します。	・府内の保健医療・福祉関係機関の窓口を案内するチラシを作成し、警察・刑事司法機関から配布いただくことはできないか。	家族が犯罪をしたことで、家族が離散し生活困窮に陥る場合や、子どもが児童養護施設に入所する等した場合には、新たな被害者や加害者を生むリスクが生じることから、家族が相談できる窓口を置くことが必要である。	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
京都ジョブパーク等における寄り添い型の就労支援の実施	3	(4)	(7)	a	京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から、雇用主のニーズに合った職業訓練についての情報提供、就職、職場への定着までの総合的な就労、定着支援を実施します。	・コロナ禍で出所者等の就労支援は難航したが、変わらず就労・定着につながりやすいのは、介護福祉関係である。矯正施設の中で、介護福祉関係の初任者研修及び実務者研修を受けていると雇用につながりやすい。また、フォークリフト等の技能講習を受けていられると運搬運送関係への就職が有利になるので、矯正施設の中では出所後の就労につながりやすい「使	刑務所に再入所したもののうち、約7割が再犯時に無職であったこと、就労していないものの再犯率は、そうでないものと比べ約3倍と高いことから、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかとなっている。そのため、犯罪をしたもの等で生活困窮や障害など様々な理由により、就労が難しいものに対して必要な	商工労働観光部 雇用推進課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章	具体的施策(素案)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
					「 <u>える資格</u> 」の取得をお願いしたい。	支援を行い、安定した就労を確保することで、再犯を防止する。			
矯正施設における効果的な職業訓練実施のための情報提供	3	(4)	(7)	b	矯正施設における職業訓練について、就労につながる技能の習得を意識した効果的な訓練ができるよう、訓練方法等について情報を提供するなど、連携を図ります。	(安心・安全まちづくり推進課) 上の項目に複合できる内容のため削除	国の再犯防止推進計画において、生活困窮者自立支援法に基づく事業の積極的活用を図ることとされており、生活困窮状態にある刑余者に対する就労支援に取り組み、自立を促進する。		
法務省「矯正就労支援情報センター」及び就労支援団体事業の周知	3	(4)	(7)	c b	刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するNPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知について、協力します。	・地域再犯防止推進事業の直接支援として、NPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知を図るためのパンフレットを作成するのはいかがでしょうか。	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課		
障害のある者への就労支援	3	(4)	(7)	d c	犯罪をした者等で障害のある者が、就労意欲や適性に応じて就労できるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。	(地域福祉推進課) ・地域生活定着支援センターでは、就労支援を実施していない（ハローワーク等の就労支援機関への同行程度）	矯正施設に入所している者のうち障害のため出所後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、必要な福祉サービスを受けることが困難である者は、地域生活定着支援センターにおいて各関係機関との連携を強化するなど、福祉的支援の充実を図る必要がある。	健康福祉部 地域福祉推進課 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
生活困窮者自立支援法に基づく就労支援	3	(4)	(7)	e d	経済的に困窮している者で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立の促進を支援します。	(地域福祉推進課) ・保護観察対象者を採用している訳では無いので修正	働く意思を持ちながら、一般就労につながらない保護観察対象者を採用し、困窮者生活困窮者に対し就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施や雇用形態を縮結したうえで、の支援付き就労を体験することにより、自立した生活が送れるよう支援を図る。	健康福祉部 地域福祉推進課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章	具体的施策(素案)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
非行少年 立ち直り 支援チ ームによる 就労体験 等の実施	3	(4)	(7)	f	非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。		犯罪や非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない対象者の事情を理解したうえで雇用し、改過更生に協力する民間の事業主を支援することにより、刑務所出所者等の就労を支援し、再犯を防止する。	健康福祉部 家庭支援課	
京都府に おける会 計年度任 用職員 の雇用 検討	3	(4)	(7)	g	家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者であって京都保護観察所から推薦を受けた者を、会計年度任用臨時職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした者等の雇用等の促進について検討を行います。			知事直轄組織 人事課	
協力雇用 主の公共 建築工事 の入札参 加資格の 等級区分 主観 点の 加点	3	(4)	(7)	h	刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主について建設工事の入札参加資格に関する等級区分に係る主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を図ります。			建設交通部 指導検査課	
暴力団離 脱・社会 復帰へ相 談、教育 活動等の 実施	3	(4)	(7)	i	暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団離脱者についても受入れ可能とする協力雇用主協賛企業の確保に向けた取組を推進します。		暴力団組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するための施策は、暴力団対策の重要な柱である一方で、増加する暴力団離脱者に対する社会復帰対策は十分であるとは言えない状況にある。離脱者の大半は生活保護の受給による生計の維持を検討するなど、生活基盤が不安定であり、暴力団や準暴力団への再加入、犯罪行為への加担が懸念される。こうした負のスパイラルを絶つためにも暴力団離脱者に対する就労支援等の社会復帰対策を講じ、生活基盤を確立して社会復帰させることが重要であるため。	警察本部 組織犯罪対策第二課	
社会復帰 アドバイザー による暴力 団離脱者 への就労 等援助	3	(4)	(7)	j	京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者(非常勤・社会復帰アドバイザー)の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。			警察本部 組織犯罪対策第二課	

第3章	具体的施策(素案)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
要配慮者の府営住宅等における入居可能物件の情報提供に係る配慮の検討	3	(4)	(イ)	a	<p><u>保護観察対象者等が住居の確保に困窮しており、併せて生活困窮者や高齢者でもあるなど、犯罪をした者等が住居に困窮している状況で生活困窮者や高齢者等として特別な配慮を要する場合は、地域の実情に応じて、犯罪をした者等の府営住宅等の入居可能な物件の情報提供を行います。</u>における特別な配慮の必要性について検討します。</p> <p>・再犯をする人はお金がないし、住むところもないからもう1回刑務所に戻りたいと言う。仕事を定着させることが再犯防止につながる。<u>住むところが定着できるように場所の提供等について府や市ともご相談させていただきたい。</u></p> <p>・就職と職場定着に伴い、住居支援の問題がある。対象者は保証人になることができないので、協力雇用主に住居の契約をお願いすることがあるが、再犯をするかどうかの分かれ目に安定した住居の有無は大きく関わる。</p> <p>(保護観察所)</p> <p>・滋賀県は令和4年4月から、県営住宅への単身入居が可能となる要件に、「保護観察対象者等」を追加した。京都府においても同様の取組を検討いただけたらと考えています。上記について、令和5年6月1日、京都府安心・安全まちづくり推進課に対して提案させていただきましたが、今後、京都府建設交通部住宅課に説明させていただきたいと考えています。この取組を京都府が実施してくれたら、京都府内の公営住宅を有している基礎自治体に対して、本取組を広げていきたいと考えています。</p> <p>(住宅課)</p> <p>・現況において、府営住宅は構造から全て世帯用であり、一般向けにも単身の入居は対応していないため、意見の反映は困難</p>	<p>刑務所満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先を確保されているものと比較して短くなっていることが明らかになっている。そのため、適切な帰住先や地域社会における定住先の確保は、安定した地域生活を送るため不可欠であり、再犯を防止するうえで、最も重要な課題のひとつである。</p> <p>保護観察対象者で、生活困窮や高齢、障害のために入居可能な賃貸物件を探すことが困難な者に、要配慮者で入居ができる府営住宅の募集等の情報を提供</p>	建設交通部 住宅課 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
セーフティネットに基づく、保護観察対象者等の賃貸住宅確保支援	3	(4)	(イ)	b	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(セーフティネット法)に基づき、<u>保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保と併せて、入居中に困り事が生じた場合の相談体制を明らかにし、法人や家主の不安を解消することに努めます。</u><u>に取り組むとともに、地域生活定着支援や総合相談の窓口等とも連携して賃貸住宅の家主や要配慮者の賃貸住宅への入居を支援する者の不安解消を図ります。</u></p> <p>(安心・安全まちづくり推進課)</p> <p>・入居にあたり、入居者についての説明や、居住支援法人・大家さんが相談できる窓口が示されれば、受け入れるにあたっての不安が軽減される。</p> <p>(住宅課)</p> <p>・地域で安定して居住するためには、住宅の確保に加え、支援体制の構築が必要である。</p>	<p>入居可能な賃貸住宅の確保には、入居中のトラブルに関する相談窓口を明らかにして広く周知する等、不安を解消するための取組が欠かせない。</p>	建設交通部 住宅課	

◆第3章 再犯防止施策の推進

第3章	具体的施策(素案)				委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援	3	(4)	(イ)	c	<p>経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう再建を支援します。</p>	<p>(地域福祉推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時生活支援事業は住居の無い方に一定期間宿泊場所の確保と食事の提供をする事業。</li> <li>住居確保給付金は離職などにより住居を失った又は失うおそれのある者に、就職活動などを条件に、一定期間家賃相当額を支給する事業であるため修正。</li> </ul>	<p>犯罪をしたもの等で生活困窮の理由により、住居の確保が難しいものに対して必要な支援を行い、住宅を確保することで、再犯を防止する。</p>	健康福祉部 地域福祉推進課	
児童虐待を行った保護者に対する再加害防止対策	3	(5)	(7)		<p>急増・困難化する児童虐待の再加害防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によるカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待総合対策事業を実施します。</p>		<p>未然防止、早期発見、早期対応のための施策を総合的に推進する必要があるとともに、虐待を行った保護者に対して再発防止施策を実施する必要がある。</p>	健康福祉総務課、健康福祉部家庭支援課	
ストーカー、DV加害者に対する再加害防止	3	(5)	(イ)		<p>ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。</p> <p>また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。</p> <p><u>加えて、被害者を京都府犯罪被害者等支援調整会議等の仕組みを活用して、適切な支援につなぎ再被害や新たな加害者を生まないための取組を実施します。</u></p>	<p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援を行う相談窓口との連携が必要。</li> </ul> <p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV加害者支援従事者の人材育成が課題。</li> <li>・ストーカー事案において働き掛けた加害者の約7割が治療の意思がない等を理由に受診を拒否することから、受診率の向上が課題。</li> </ul>	<p>加害者については、自身の自覚を促し、受診率の向上につながるための対策が引き続き必要である。</p> <p>一方で、DV、ストーカー事案の被害者が、加害者との関係において複数の課題を抱えている場合に、支援調整会議において、本人の状況に応じた支援へつなげ、再被害や新たな加害者を生まないための総合的な取組が必要である。</p>	<p>文化生活部男女共同参画課、警察本部・人身安全対策課</p> <p>文化生活部 安心・安全まちづくり推進課</p>	
暴力団離脱の働きかけ強化	3	(5)	(イ)		<p>暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、(公財)京都府暴力追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。</p>		<p>暴力団や半グレへの再加入や犯罪行為への加担など、負のスパイラルを絶つためには暴力団離脱者に対する支援等の社会復帰対策を講じ、生活基盤を確立させることが重要である。</p>	警察本部 組織犯罪対策第二課	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(素案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
基本方針	1		<p>犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した<u>途切れることのない</u>支援が必要である。<u>そのため、には犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護され、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3-4次犯罪被害者等基本計画及び京都府犯罪被害者等支援条例を踏まえながら、総合的な支援の充実を進め図ります。</u></p>	<p>・本計画ではこの5年間で何をやるのか、基本方針及び目標を明確にして、過去5年間に取り組んできた課題を整理し、課題を絞り込み、具体的課題に取り組んでいくことが望ましい。</p> <p>・総論として5年計画実施後の目標を設定し、各年度の具体的計画に重点施策を明示し財政的基盤を確保して実施し、次期年度具体的計画設定前に検討委員会と担当行政機関で評価し、それを踏まえて次年度の具体的計画に活かすシステム構築が必要ではないだろうか。</p> <p>・<u>被害者への支援というのは、終わりが決められるものではない。</u>例えば、きょうだい亡くなった場合、親は比較的悲嘆反応が早く出るが、きょうだいは、しばらくしてから自分の将来に希望が持てないといった症状が出てくることがあり、被害者家族という捉え方をすれば、より一層支援の終わりはないように思う。</p>	<p>平成16年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」の施行以降、国による犯罪被害者等のための施策は、着実に進展しており、令和5年4月、京都府においても京都府犯罪被害者等支援条例を施行して、関係機関と連携し、支援に取り組んでいる。犯罪被害者等は特別な存在ではなく、社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあるという、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるように、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して犯罪被害者等支援に取り組むため基本方針を設定した。</p>	関係課	
日常生活の支援 (第11条関係)	3	(1)	(7)	<p>・日常生活の支援については、特に地域での見守りを担っていただく人が必要だと感じている。被害者等にとっては、土日関係なく支援を必要としているので、多くの場合、平日に限られる行政のサービスでは対応できないところを補うために、<u>地域の方や基盤をしっかりと支えることが重要</u>であり、具体的に誰が支えるのかまで考える必要があると思う。</p> <p>・民生委員の方は地域の実情をよく把握しておられ、委嘱期間も3年間と一定期間従事されるため、被害者等にゆめやかにつながりながら日常生活支援において協力いただけるのではないかとと思う。</p> <p>・<u>被害者の方は、地域に住んでおり、地域で支えることが大事であるため、関係機関と連携し、一体的に被害者の方を支えていくことが必要である。</u></p>	<p>犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身に様々な不調が現れ、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もある。これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前できていたことができなくなることもあり、日常生活に支障をきたす恐れがあるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(素案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
居住の安定 (第14条関係)	3	(1)	(イ)	<p>犯罪やDV被害の影響により、これまでの住居に住むことが困難となった世帯に対し、府営住宅優先入居制度の利用を促進するとともに、新たな住居へ転居するための費用の一部を助成します。</p> <p>また、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者への居住支援のため、府が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人において、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うなど、居住の安定を図ります。</p>		<p>犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため再被害のおそれがあるなどの理由から、これまでの住居に住むことが精神的に困難になり、安全の確保や再被害、二次被害の防止の観点等からも転居が余儀なくされる場合が多いことから、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには居住の安定が必要であるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課・家庭支援課・住宅課	
雇用の安定 (第15条関係)	3	(1)	(ウ)	<p>事業者等が犯罪被害者等の置かれている状況や二次被害防止のための配慮等について、理解が深まるよう事業者に向けて広報、啓発を行います。</p> <p>また、京都ジョブパークやハローワーク等とも連携し、個々の事情に応じた就職相談、職業紹介を行い、雇用の安定を図ります。</p>		<p>犯罪被害者等は病院や裁判への出廷、介護等により、職場を欠勤したり、後遺症等で仕事の能率が低下することもあるが、職場からの理解が得られなければ、引き続き働くことが困難となり、経済的、精神的な二次被害を受けることになる。</p> <p>そこで、それぞれの犯罪被害者等の事情に応じた雇用に関する相談を受けられるよう配慮したり、犯罪被害者等の置かれている状況や二次被害防止について、事業者の理解を深めることが必要であるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課・雇用推進課	
経済的負担の軽減 (第16条関係)	3	(1)	(イ)	<p>犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、関係機関・団体等と連携し、経済的支援策の更なる充実と努めるとともに、犯罪被害者等が利用可能な支援制度に関する情報の提供や利用の助言を行います。また、市町村の見舞金制度や犯罪被害者等が生活を再建するために必要な転居費用及び当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費及び警察の公費負担制度などの犯罪被害者等の経済的負担軽減施策の一層の充実と犯罪被害者等支援に従事する職員及び府民への制度の周知徹底を図ります。</p>	<p>・法的援助助成制度の広報について、新しい制度が利用されるためには弁護士への周知徹底が必要だが、短い期間での周知徹底は容易ではない。例えば、検察庁の待合室や裁判所など、当事者の方や司法関係者が立ち入り、目につきやすい場所に目立つように周知のためのポスターを貼るなど、府におかれても広報について工夫していただきたい。</p>	<p>犯罪被害者等は、被害直後から長期にわたり、医療費や葬儀費用、裁判費用、転居費用、病院や警察、裁判所への移動にかかる費用などの予期しない経済的な負担が増加するほか、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となり、収入が減少したり、職を失ってしまうなどにより、経済的困窮に陥る場合がある。したがって、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るための支援が必要であるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課・警察本部・警務課	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(素案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
児童虐待被害者に対する支援の充実 (第10条関係)	3	(2)	(7)	<p>児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、<u>京都府児童虐待防止ネットワーク会議を運用するとともに、児童相談所や関係機関、団体等が一貫したフォロー体制を強化それぞれの役割のもと、連携し、て対応します。虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を図ります。</u></p>		<p>急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進する必要がある。</p>	家庭支援課	
ストーカー被害者に対する支援の充実 (第10条関係)	3	(2)	(4)	<p>ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（KSCC）における専門相談を実施し、被害者等の安全確保に向けて迅速かつ的確に対応します。</p> <p><u>また、一時避難が必要なストーカー被害者等がホテル等に宿泊する場合の費用を公費で負担するとともに、関係機関と連携して速やかに一時保護や施設等の入所による保護、新たな住居へ転居するための費用の一部を助成します。</u></p>		<p>京都ストーカー相談支援センター（KSCC）では、24時間受け付け可能なストーカー相談の専用窓口を設置することで、被害者はもとより、その家族、関係者が相談しやすい環境を作ることができ、ストーカーに悩んだ方の受け皿となるほか、ストーカー事案の早期対応を行い、被害の未然防止や拡大防止を図っている。</p> <p>また、被害者に対する防犯指導はもとより、カウンセリングや一時避難など、関係機関と連携した切れ目のない被害者支援等を行うことで、被害者への負担軽減を図るとともに、被害者への執着心や支配意識を取り除く必要のあるストーカー加害者を早期にカウンセリングに繋げて、再発を防止し、被害者の安全を確保している。（警察本部・人身安全対策課）</p>	家庭支援課、警察本部・人身安全対策課	
DV被害者に対する支援の充実 (第10条関係)	3	(2)	(6)	<p>DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。<u>また、精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングを実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。</u></p>	<p>(男女共同参画課)</p> <p>・DV被害者の自立支援を目的として、DV被害者同士のグループワークを南部と北部で実施しているが、北部においては、顔見知りが多いという地域特性からか被害者の参加申込みが少ない状況がある。</p>	<p>DV防止法に基づく、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持つ家庭支援総合センター及び南部・北部家庭支援センターを設置し、被害者に対する相談対応、一時保護、自立支援のための強化を図っている。</p> <p>また、被害者の地域生活を支援する「地域サポーター」の養成を実施している。</p> <p>DV被害者同士のグループワークにより、体験を共有しつつ専門のカウンセラーの援助を受けながら自らの立ち直りを促し、自立を支援するための施策として重要であるため。</p>	家庭支援課 こども青少年総合対策室 男女共同参画課	



◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
性犯罪暴力被害者に対する支援の充実 (第10条関係)	3	(2)	(イ)	性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。		性暴力被害者は、身体的、精神的に極めて深刻な被害を受けることから、心身の負担軽減とその回復や性犯罪被害の潜在化を防止するため、性暴力被害者に対して、支援体制の充実、強化を図ることが必要。	家庭支援課、警察本部・警務課、捜査第一課	
京都府自殺ストップセンターの支援の充実 (第10条関係)	3	(2)	(イ)	犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるため、ゲートキーパー養成研修を開催し、見守るゲートキーパーを養成します。		犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因になり得ることから、自殺対策も関連事業として位置付けることが必要。	地域福祉推進課	
刑事手続参加への支援の充実 (第10条関係)	3	(2)	(イ)	犯罪被害者等が被害者参加制度等の刑事手続に適切に関与することができるよう、刑事手続や関係機関等の犯罪被害者等支援施策が掲載された、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し、刑事手続等に関する必要な情報の提供を行います。 さらに、当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費の一部助成を行い、京都弁護士会とも連携しながら、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図り、刑事手続参加への支援を行います。		多くの犯罪被害者等は、事件の真相等について、正しい情報を求めており、捜査や公判等の進捗に重大な関心を持たれていることから刑事手続に適切に関与できるよう支援が必要であるため。	安心・安全まちづくり推進課 警察本部・警務課	
心身に受けた影響からの回復 (第12条関係)	3	(2)	(イ)	犯罪被害者等の精神的負担の軽減や早期回復支援等のため、京都犯罪被害者支援センターによるカウンセリングや病院への付き添い、警察が行う臨床心理士によるカウンセリングや精神科への通院費用、傷害などの身体犯被害者への初診料・診断料等の公費負担制度の充実を図ります。 さらに、府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行うため、支援調		犯罪被害者及びその家族は、傷害を負い、生命を奪われ又は家族を失うなどの直接的な被害のほか、治療費の発生、収入の途絶などの経済的負担や、恐怖、不安、感覚の麻痺などの精神的負担を強いられている。そうした被害者等の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、公費による手当を行う公費負担制度を適切に運用していくとともに、必要に応じて制度内容を見直していく必要があるため。	安心・安全まちづくり推進課 警察本部・警務課	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
				<p>整会議を開催し、コーディネーター(社会福祉士等)が犯罪被害者等の状況に応じた個別の支援計画を策定し、支援をコーディネートすることにより、心身に受けた影響からの回復を支援します。</p>				
<p>家族等に対する支援の充実 (第12条関係)</p>	3	(2)	(ウ)	<p>直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、兄弟姉妹等その家族や目撃者等の関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、京都府犯罪被害者サポートチームや関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施し、ます。犯罪により多大な影響を被った関係者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援を行います。</p>	<p>被害者への支援というのは、終わりが決められるものではない。例えば、きょうだいが出なくなった場合、親は比較的悲嘆反応が早く出るが、きょうだいは、しばらくしてから自分の将来に希望が持てないといった症状が出てくることがあり、被害者家族という捉え方をすれば、より一層支援の終わりはないように思う。そうしたことを踏まえ、京都府の計画においては、支援の範囲をどう考えるのか議論する必要があるのではないか。</p>	<p>犯罪被害に遭えば、犯罪被害者本人だけでなく、その家族や目撃者も事件による直接的な心身の被害だけでなく、様々な問題に直面することから、犯罪被害者と同様に家族等に対しても支援を行う必要があるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、警察本部警務課</p>	
<p>安全の確保 (第13条関係)</p>	3	(2)	(ウ)	<p>犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の情報を適切に取り扱うとともに、一時避難が必要な犯罪被害者等がホテル等に宿泊する場合の費用を公費で負担します。</p> <p>また、DVや児童虐待被害者等の安全を確保するため、関係機関と連携して速やかに一時保護や施設等の入所による保護を行います。さらに、府営住宅の目的外使用による一時入居や新たな住居へ転居するための費用の一部を助成することにより、犯罪被害者等の安全を確保します。</p>		<p>ストーカーやDV、児童虐待をはじめとする暴力的事案では、再被害に遭うおそれが高く、犯罪被害者等の身の安全を確保するため、一時避難先等を確保して、支援していくことが必要であるため。</p> <p>また、加害者からの再被害及び報道機関や近隣住民等からの二次被害を防止するため、犯罪被害者等に関する個人情報については、従事者の適切な取扱い、組織的な管理を行う必要があるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課 家庭支援課 警察本部・警務課・人身安全対策課</p>	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(素案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援 (第17条関係)	3	(2)	(9)	<p>犯罪被害者等支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して、犯罪被害者等への配慮・支援方法に関する研修・訓練を実施し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を行います。</p> <p>さらに、当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費の一部助成を行い、京都弁護士会とも連携しながら、犯罪被害者等の経済的負担軽減の充実に図ります。</p>		<p>犯罪被害者等は保護、刑事手続等の過程で犯罪被害者等に関わる職員等から配慮に欠けた対応をされることで二次被害を受けおそれがあることから、犯罪被疑者等支援に従事する職員に対して、研修を実施するなど犯罪被害者等の心情を理解し、人権に配慮した支援を行うことが必要であるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課 警察本部・警務課</p>	
損害賠償請求に関する情報提供の充実 (第18条関係)	3	(2)	(9)	<p>犯罪被害者等の損害賠償の請求が適切かつ円滑に行うことができるよう、京都弁護士会と連携し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談の案内及び申込手続きの援助等を通じて、損害賠償請求に関する必要な情報を提供します。</p> <p>また、刑事手続や関係機関等の犯罪被害者等支援施策が掲載された、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し、損害賠償請求等に関する情報提供を行います。</p>		<p>犯罪被害者等は、突然、犯罪被害に遭い、精神的なショック等により、日常生活さえも送ることが困難な状況となるが、加害者側からの謝罪や損害賠償が支払われないことも多いことから加害者に対して損害賠償請求を行うことができるよう、情報提供等の支援を行うことが必要であるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課 警察本部・警務課</p>	
報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた者への支援及び防止への取組 (第21条関係)	3	(2)	(9)	<p>報道機関による過剰な取材等による二次被害を防止するとともに、警察において、二次被害により生じあるいは拡大した精神的被害の回復に向け、カウンセリングの実施、精神科等に通院する費用の公費負担等を行います。</p> <p>犯罪被害者等が犯罪被害に起因してインターネット上の誹謗中傷を受けまい、防止に向けた広報に取り組むとともに、二次被害を受けた場合には、相談の内容に応じて、京都府人権リーガルレスキュー隊をはじめ、インターネット上の様々な問題についての専門的な知識を有</p>		<p>報道機関による過剰な取材等による二次被害を防止するとともに、精神的被害の回復に向けた支援が必要であるため。</p> <p>SNS等の普及に伴い、インターネット上で気軽にコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、インターネット上での誹謗中傷が深刻な社会問題となる中、犯罪被害者等が、インターネット上の誹謗中傷を受け、二次被害に苦しんでいる状況が多く見られることから支援体制を構築する必要があるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、警察本部・警務課 人権啓発推進室</p>	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(素案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
				<p>する相談窓口を紹介するなど、速やかな支援を行います。また、二次被害を受けた犯罪被害者等の状況に応じて、京都犯罪被害者支援センターにおいて、精神的被害の回復に向け、カウンセリング等の精神的ケアを行います。</p>				
大規模な事案における支援の充実 (第19条関係)	3	(3)	(7)	<p>犯罪により多数の死傷者が生じるなど大規模な事案が発生した場合には、府、市町村、警察、民間支援団体等からなる支援調整会議を開催して、緊急に行う必要がある態勢を整え、当該態勢の下に緊急支援を実施します。また、京都府が主導して、国、市町村、府民、事業者、学校等、民間支援団体等と連携協力して、募金を募集し、犯罪被害者等への配分など必要な施策を実施します。</p>		<p>大規模事案が発生した場合は、同時に多数の死傷者が生じてしまうおそれがあり、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することとなる。また、その社会的影響からインターネットを通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害も懸念されるところである。したがって、円滑な支援や二次被害の防止を図るためなど、関係機関の役割分担を明確化し、連携した支援を行うための体制を整備する必要があるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課	
府内に住所を有しない者等への支援 (第20条関係)	3	(3)	(4)	<p>府内に住所を有しない者が府内で犯罪被害に遭った場合、民間支援団体やその他の関係機関と連携して、犯罪被害者等が居住する都道府県の総合的対応窓口や民間支援団体へ情報提供を行う等必要な支援を行います。</p>		<p>京都府は、観光客や外国人も多く来訪することから府内に居住していない観光客等が府内で犯罪被害に遭った場合、府内や居住する都道府県で必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携を図り、支援する必要があるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課 警察本部・警務課	
民間支援団体への援助 (第22条関係)	3	(3)	(6)	<p>(公社)京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助するとともに、<u>寄付型自動販売機の設置</u>や寄附された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄附することができる「<u>ホンデリング</u>」の実施を府内全市町村に拡大するとともに<u>学校及び企業等への協力要請を推進</u>するなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。</p>	<p>被害者およびその関係者への支援については、特化条例など一定の進展がみられるが、<u>具体的支援の充実には支援体制の強化は必要</u>で、例えば持続的な支援センターのさらなる内部改革・強化等も必要ではないだろうか。</p>	<p>事件発生から求められる、途切れない支援や、時間の経過とともに変化の中・長期的な支援への対応などは、民間団体でこそ可能な支援である。</p> <p>犯罪被害者支援の中で、重要な役割を果たす民間支援団体(犯罪被害者等早期援助団体)への事業助成を行い、府警、他の行政機関、民間団体と連携した支援を促進するとともに、民間支援団体に対する府民の理解の促進を図ることが重要であるため。</p>	安心・安全まちづくり推進課	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
<p>犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター(社会福祉士等)によるワンストップ支援体制の充実(第24条関係)</p>	3	(3)	(1)	<p>自ら支援を求めることが困難な犯罪被害者等や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない犯罪被害者等へ支援を行うため、府・市町村・警察・民間支援団体等が一体となりワンストップで犯罪被害者等の支援を行う支援調整会議を設置し、府民へ周知するとともに、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、個別具体的な支援計画を策定します。また、市町村における総合的対応窓口等とも支援制度の共有を図り、支援体制の充実、強化を図ります。</p>	<p>・住民の方がお住まいの市町村単位で支援をしていくことはどの分野でも必要。しかし、地域差があるということが現実問題としてあるため、被害を受けた方がどこに住まれていても同一の支援を受けることができるようにと考えており、そこに条例の重要性がある。</p> <p>・ワンストップでの支援を日常の犯罪被害者等の支援活動にも活かして、京都の犯罪被害全てに適用するという考えで進めていくべき。今後、多くの知見、経験が生まれると思うが、それを多くの相談員・支援者たちと共有し、被害者の方々にワンストップで支援できるような施策を計画の中に盛り込んでいきたい。</p> <p>・犯罪被害者等を誰1人取り残さないことが一番大事なことでとすると、ワンストップでの支援は非常に重要な核になると思われる。</p>	<p>これまで多くの犯罪被害者等が被害直後のショック状態の中、煩雑な手続きに戸惑い、適切な支援を受けられていない実態が見受けられることからそれぞれの犯罪被害者等の状況に応じてワンストップで支援を協議し、中長期的な伴走型の支援を継続して実施していく必要があるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、警察本部・警務課</p>
<p>人材の確保及び育成(第25条関係)</p>	3	(3)	(1)	<p>各市町村担当者の計画的な育成を図るために、関係部局の担当者を招致しての犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会の開催や犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」や研修用eラーニングツールの活用、既存の支援制度の周知を図る等、市町村を含めた相談窓口体制の充実を図るとともに、国や京都府、市町村が適切な役割分担のもとで相互に連携・協力し、犯罪被害者等への円滑な支援を行っています。</p>	<p>・住民の方がお住まいの市町村単位で支援をしていくことはどの分野でも必要。しかし、地域差があるということが現実問題としてあるため、被害を受けた方がどこに住まれていても同一の支援を受けることができるようにと考えており、そこに条例の重要性がある。</p> <p>・人材育成事業では、例えば、生命のメッセージ展やフォーラム、被害者支援センターの相談員や支援員を育成する研修に市町村の窓口担当者にもできるだけ出席していただき、既存の仕組みでいかに市町村の窓口担当者を育成できるか、この5年間でどのようなことができるのかを考え、市町村の職員研修を充実させていく必要がある。</p> <p>・京都府や市町村においては、犯罪被害者等支援に関する様々な社会福祉制度があり、それを整理すると、110~120程度あったと思われる。市町村担当者が理解しやすいように整理した上で、適宜追加し</p>	<p>犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかな支援が受けられるよう、継ぎ目のない支援体制を構築し、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって支援が行われるよう、犯罪被害者等のための制度や、それ以外の犯罪被害者等が利用可能な制度、また、民間の取組等を十分に活用し支援する必要がある。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課</p>

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
					<p>ていく仕組みを構築するなど、市町村担当者が代わっても、書類で引き継ぎができるよう計画の中に盛り込んでいただきたい。</p> <p>・八幡市では職員数の問題もあり、ワストップでの対応は難しい。<u>市町村の担当者研修会を関係者研修会に変えていくなど、市町村の関係する課が研修会に参加することで、支援調整会議にも繋げていけるのではないか。</u></p>			
<p>市町村におけるワストップ窓口等の充実 (第25条関係)</p>	3	(3)	(h)	<p>市町村において、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった際に、犯罪被害者等の置かれている状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握し、犯罪被害者支援ハンドブックに基づき適切な情報提供を行います。また、必要な支援がスムーズに受けられるよう、関係機関や団体との連絡・調整が実施できるようにするため、市町村担当部局との連携・協力、担当者の研修の実施、市町村の支援の充実等に協力します。</p>	<p>・市町村窓口がワストップで対応できていないという問題は、昔から言われていることで庁内での連携も図れていない。市町村の担当者研修を関係者研修にしてはどうかとの委員意見があったとおり、<u>市町村内で連携を図っていただき、被害者支援に関係する担当部署の方にも研修に出席していただくことは良い事だと思う。</u></p>	<p>被害者等に一番身近で、中長期的に接するのは各自治体であり、第四次基本計画においても、総合的対応窓口等の充実の促進、専門職の活用と連携、地域住民への周知、自治体の連携・協力の充実・強化などがかけられ、自治体による被害者支援が強く求められている。</p> <p>よって、自治体の総合的対応窓口が充実するよう、担当部局との連携・協力、担当者を集めた研修等の実施や地域により不均衡が生じないよう市町村ごとに異なる見舞金の支給基準等の均一化に向け、要綱や条例改正等の協力を行う必要がある。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、警察本部警務課</p>	
<p>生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援</p>	2	(3)		<p>当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、総合的な支援や犯罪被害者等の生活に寄り添った中、長期にわたる支援を行うため、京都府犯罪被害者サポートチーム、京都性暴力被害者ワストップ相談支援センター(京都SARA)、配偶者暴力相談支援センター等において総合的な支援を行います。</p>		<p>3(3)(エ)犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター(社会福祉士等)によるワストップ支援体制の充実(第24条関係)に盛り込む。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、家庭支援課、警察本部警務課</p>	
	2	(3)		<p>精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングや、居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府管住宅の特定目的による優先入居募集等を実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。</p>		<p>3(2)(ウ)DV被害者に対する支援の充実(第10条関係)及び3(1)(イ)居住の安定(第14条関係)に盛り込む。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、男女共同参画課、家庭支援課、住宅課</p>	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
	2	(3)		犯罪被害者による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。		3(2)(オ)京都府自殺ストップセンターの支援の充実(第10条関係)に盛り込む。		
各関係機関との連携	2	(3)		犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害を1日でも早く回復させるためには、多くの支援機関による総合的な支援が必要であるため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会や京都府犯罪被害者サポートチームにおいて、各支援機関との連携を強化します。		3(3)(エ)犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター(社会福祉士等)によるワンストップ支援体制の充実(第24条関係)に盛り込む。	安心・安全まちづくり推進課	
二次被害を生じさせない配慮、教育、広報の促進 (第5,第6,第7,第23条関係)	3	(4)	(7)	犯罪被害者等の置かれた状況や、二次被害を生じさせない配慮、犯罪被害者等支援の重要性等について、犯罪被害者等支援に携わる市町村担当者、被害児童等の対応を行う教職員への周知、事業者等に対する広報を実施します。		二次被害には、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、私生活の平穏の侵害等がありますが、二次被害を防止するには、府民のみならず、自治体担当者、事業者及び学校教職員等にも理解を十分に浸透させる必要がある。	安心・安全まちづくり推進課、府教育委員会、警察本部・警務課	
学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進 (第7,第23条関係)	3	(4)	(4)	人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する京都府犯罪被害者支援アドバイザー等による「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。また、犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害についての正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解の促進を図る学習活動	・府民の方々に犯罪被害者等の状況を知っていたら、周りが手を差し伸べることができるため、府民の方々が少しでも知るきっかけを提供しないといけない。また、子供の頃から、誰もが犯罪被害に遭うおそれがあり、成長するに当たって加害者になり得るといことも教育の中で示していく必要がある。 ・福祉の面でも小学校の頃から福祉教育ということで、学年ごとにテーマを決めて授業を行っている。車椅子や手話、精神障害、認知症などいろいろなテーマがあるが、元々、認知症について、子供た	府条例第7条において、学校等の責務を明確にしているものの府の機関である教育委員会における具体的施策が示されていないため、実効性のある施策を盛り込む必要がある。 (学校等の責務) 第7条 学校等は、基本理念ののっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。 2 学校等は、基本理念ののっとり、在籍する幼児、児童、生徒又は学生(以下「児童生徒等」という。)が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、当該児童生徒等が安心して教育	府教育委員会 安心・安全まちづくり推進課、人権啓発推進室、警察本部・警務課	

◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章				具体的施策(素案)	委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考
				<p><u>を充実させるとともに、生命のメッセージ展の開催や教育用eラーニングツールを活用して児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進及び二次被害の防止等を図ります。</u></p>	<p>ちはよく理解していなかったが、ここ数年ですごく理解するようになってきた。小学校高学年ぐらいから福祉教育に力を入れていただき、小学校から自分も加害者にならないための福祉教育が大事だと思っている。</p> <p>・学校での教育を拡充すべきということで京都府犯罪被害者等支援条例の第23条に「学校」の文言を入れていただいていると思うが、静岡県であれば、県主催で県立高校等を中心にミニのメッセージ展を5年かけて実施する取組をされている。現在、全国の刑務所においても、5年かけてメッセージ展を開催しているため、5年ぐらいのスパンで考え、接する機会を増やす取組を考えていただきたい。</p>	<p>等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮を行わなければならない。</p> <p>3 学校等は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>		
<p>犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発 (第23条関係)</p>	3	(4)	(ウ)	<p><u>犯罪被害者等の置かれた状況や、二次被害を生じさせない配慮、犯罪被害者等支援の重要性等について府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、京都サングラフ.C.ホームゲームでの啓発等の機会や生命のメッセージ展やいのちを考える教室の開催、府民だより等による発信、人権フォーラム、府民交流フェスタでの啓発や犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。</u></p>	<p>・現行の計画から啓発の部分を見直してもらい、広報啓発の仕方、京都府全域でどのように発信していくのかというところを考えていただきたい。</p> <p>・京都府では被害者同士が交流する場というのあまりなく、自身のNPOでも被害者の自助会で同じ立場の人と話すということを始めているが、それをホームページで広報してもたどり着かないため、情報提供の仕方を考えていただきたい。</p> <p>・府民の方々に犯罪被害者等の状況を知っていただければ、周りが手を差し伸べることができるため、府民の方々が少しでも知るきっかけを提供しないとイケない。また、子供の頃から、誰もが犯罪被害に遭うおそれがあり、成長するに当たって加害者になり得るということも教育の中で示していく必要がある。生命のメッセージ展は子供たちも衝撃を受けるようなメッセージが込められていると思うが、実績を見ると少ないと感じている。もう少し広げていただき、犯罪被害に遭うことは、特別なことではないということを示していただく必要がある。</p>	<p>二次被害の防止や途切れない犯罪被害者支援のためには社会全体が被害者の置かれる状況を理解した上で、協力、連携し、被害者を支えていくことが必要であり、そのためには、犯罪被害者支援に対する府民の理解促進が必要である</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、警察本部・警務課 地域政策室 人権啓発推進室</p>	



◆第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

第4章	具体的施策(素案)			委員、関係課からの意見等	施策として盛り込んだ理由	担当課	備考	
いのちを 考える教 室の実施	-2	(4)	<p>人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する犯罪被害者支援コーディネーターによる「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。</p>		<p>3(4)(イ)学校等における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進(第7、第23条関係)に盛り込む。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、人権啓発推進室、警察本部・警務課</p>		
各種相談 窓口・支援 窓口の広 報等 (第23条 関係)	3	(4)	(1)	<p>犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター等の警察関係相談窓口や京都SARAの相談窓口、各市町村における相談窓口、民間支援団体が設置する相談窓口、外国語で対応可能な相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会等の実施を通じて、担当者の相談対応力の向上を図ります。</p> <p>また、担当業務が異なる窓口で相談があった場合でも、犯罪被害者等支援の窓口につながるよう窓口認知度向上のための周知を図ります。</p>	<p>・何年経過しても、いつでも相談できる体制があることが被害者等にとっては安心につながる。また、被害者支援とは違う窓口に来られた時も、どこにつながればよいかを職員が把握し、本人等に伝えてあげられるように、毎年、被害者支援の相談に関する案内チラシを様々な窓口に送る等して、何度も繰り返し周知し、あらゆる窓口に広めていくことが必要だと考える。</p>	<p>犯罪被害者等の属性や被害の類型によっては、自ら被害を訴えることが困難であったり、相談先がわからず、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在するため、一人でも多くの犯罪被害者等の声を吸い上げて支援に繋げ、再び平穏な生活を営むことができるよう犯罪被害者等が相談しやすい環境を作ることが重要であるため。</p>	<p>安心・安全まちづくり推進課、警察本部・警務課、捜査第一課、鉄道警察隊、少年課、人身安全対策課、広報応接課</p>	